

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【各課】

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 住民に対する警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要であるため、村が気象警報・注意報・特別警戒水位到達情報・土砂災害警戒情報等を受けた場合は、「別記」災害情報収集連絡システムにより速やかに伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県、消防庁、東日本電信電話から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、ただちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。なお、周知にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、災害情報共有システム（L-A L E R T）、CATV、音声告知、メール配信、広報車等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。
- (イ) 関係機関から役場に入る注意報、警報等及び指示事項については、速やかに総務課長及び関係課等の長に伝達する。
- (ウ) 気象状況を常に把握し、気象警報等の補填に努める。
- (エ) 総務課長は、必要により気象警報等を村長、副村長へ報告し、村長等から指示がある場合は、有効な方法により住民へ周知する。
- (オ) 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合、その旨を総務課長等に報告し、関係住民や関係機関に速やかに伝達する。
- (カ) 県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

イ 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「別記」発表基準により注意報・警報等を発表する。

ウ 【放送局が実施する対策】

各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行う。

エ 【その他の防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

エ 【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに村又は警察に通報する。

(ア) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(イ) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

(ウ) その他、土砂災害の前兆と見られる事象

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、村長は、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警報活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難勧告等を行い、避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(イ) 避難行動要支援者に対しては、避難準備・高齢者等避難開始の伝達などの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (ウ) 住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
 - (エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
 - (オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
 - (カ) 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
 - (キ) 住民に対する避難勧告等の伝達にあたっては、村防災行政無線、災害情報共有システム(L-ALERT)、CATV・音声告知・メール配信・広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
 - (ク) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
 - (ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
 - (コ) 避難指示(緊急)、避難勧告の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
 - (サ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- イ 【住民が実施する対策】
- 避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。
- ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】
- (ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集、周囲の安全確認を行うなど、自主的な防災活動に努める。
 - (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防災計画

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（村長）が実施する対策】

(ア) 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、村域の状況を情報収集する。

(イ) 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(ウ) 状況に応じ村災害対策本部（水防本部）を設置する。

(エ) 必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作にあたり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を村、警察に通報するとともに、住民に対して周知させる。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ 【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を村又は警察へ通報する。

別表【警報等の種類及び発表基準】

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に発表している。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報等の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

警報等の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

警報等の種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(3) 特別警報基準一覧表

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

種類	発表基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(4) 警報・注意報発表基準一覧表

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	9
		土砂災害	土壌雨量指数基準	146
	洪水	流域雨量指数基準	寺沢川流域=4, 虻川流域=9.7, 壬生沢川流域=4.1	
		複合基準 ^{※1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	天竜川上流 [市田]	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	97	
	洪水	流域雨量指数基準	寺沢川流域=3.2, 虻川流域=7.7, 壬生沢川流域=3.2	
		複合基準 ^{※1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	天竜川上流 [市田]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{※2}		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm以上	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

※2 湿度は飯田特別地域気象観測所の値

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予区間内で氾濫が発生したとき
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき
	氾濫警戒情報	基準地点の位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき(通知内容は、本章第8節「水防活動」参照のこと。)

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	(1) の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100mm以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類に関わらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流に対する 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所	共同 国土交通大臣が定めた河川 (「洪水予報指定河川」という)
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	共同 知事が指定した河川(「県の指定河川」という)
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣が指定した河川(「国の指定河川」という) 知事が指定した河川(「国の指定河川」という)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	飯田広域消防本部	各市町村域
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県土木部砂防課	共同 県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方

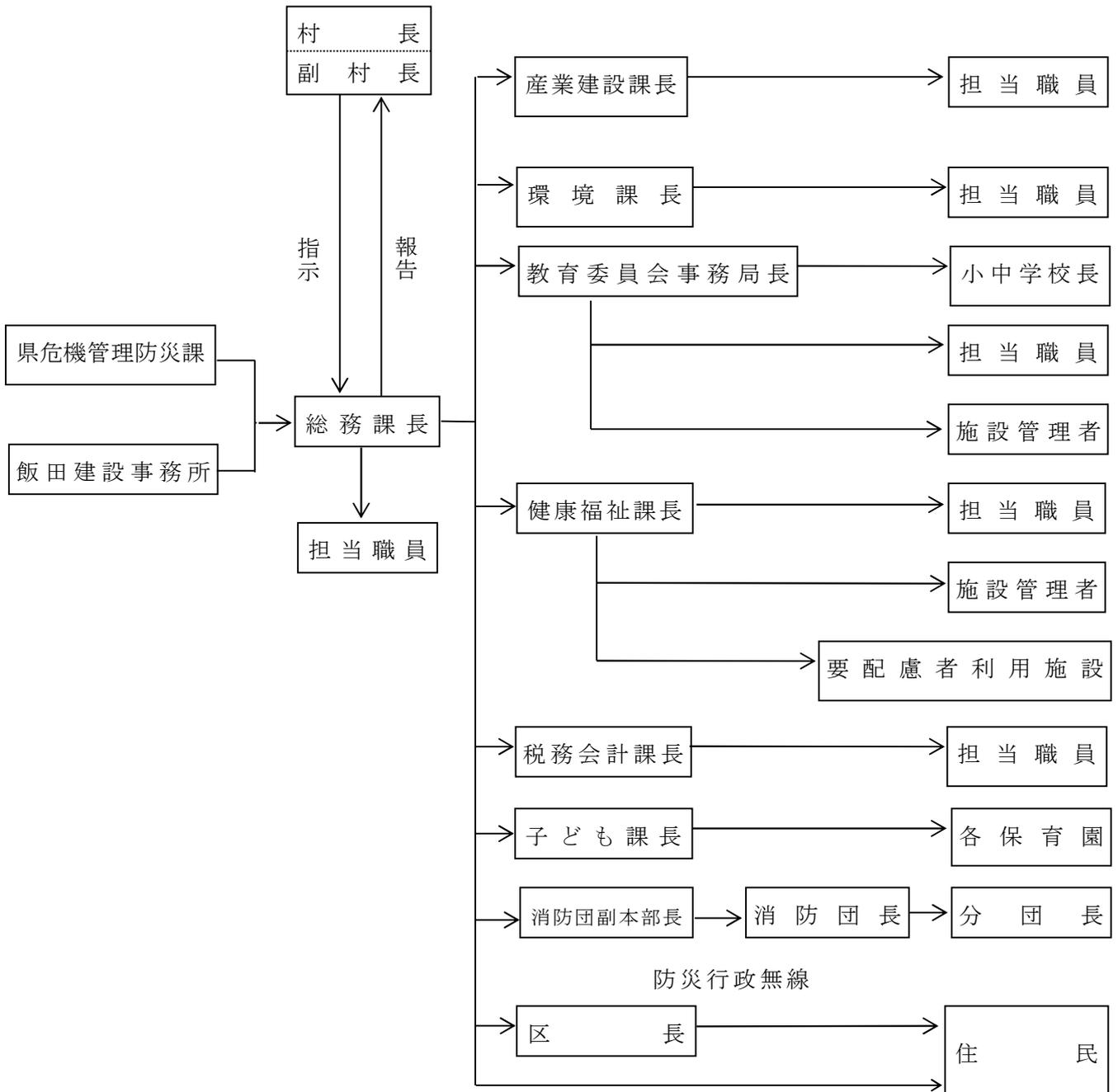
6 警報等伝達組織及び方法

(1) 伝達組織

ア 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）

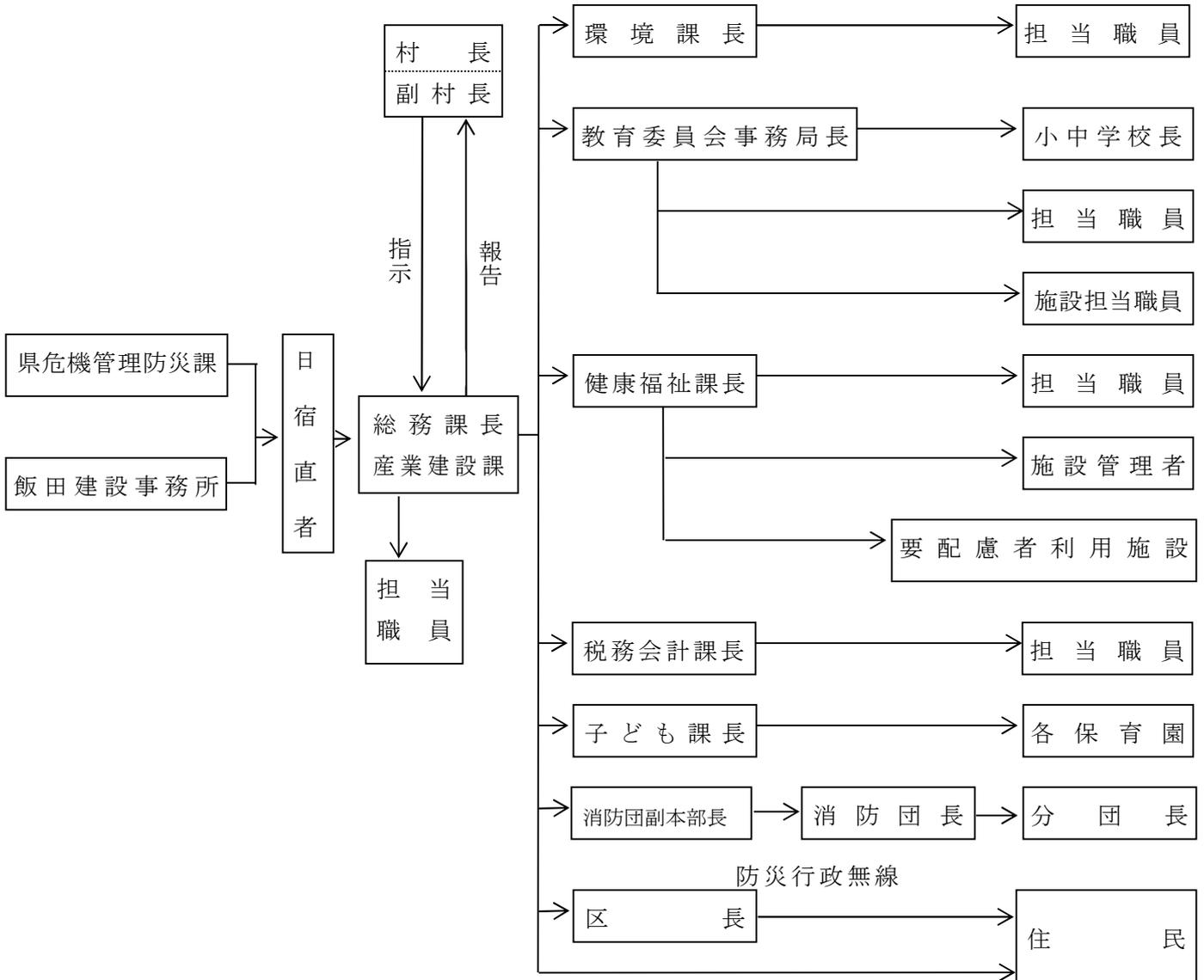
気象情報警報等伝達系統図

〔勤務時間内〕



イ 勤務外における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制については除く。）

〔勤務時間外〕



(2) 伝達要領

ア 勤務時間内における要領

- (ア) 県危機管理防災課、飯田建設事務所から通知された気象予警報は、総務課長が気象予警報受領用紙（別記様式）により受領する。
- (イ) 総務課長は（ア）により気象予警報を受領したときは、（1）のアの伝達系統によりただちに通知する。
- (ウ) 防災行政無線により全村放送する。

イ 勤務時間外における要領

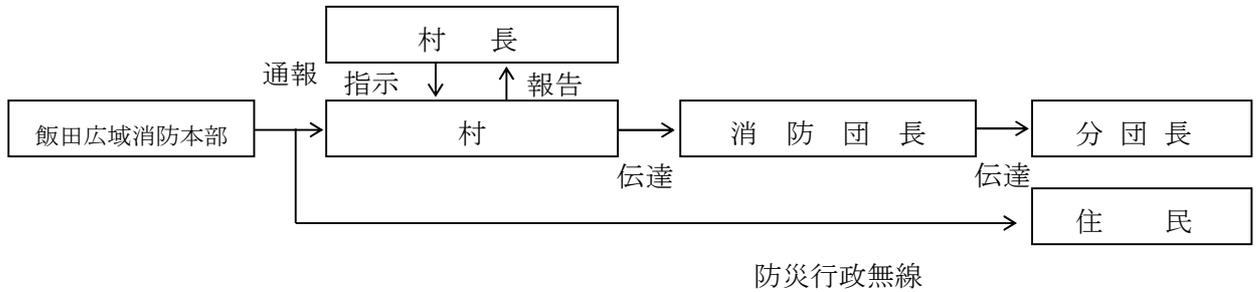
- (ア) アの（ア）に準じ気象予警報を受領したときは、（1）のイの伝達系統により通知する。
- (イ) 防災行政無線により全村放送する。

ウ 住民への周知の特例

各種注意報に関しては、報道機関の放送等により住民へ周知することができる。

6 火災警報

(1) 伝達系統

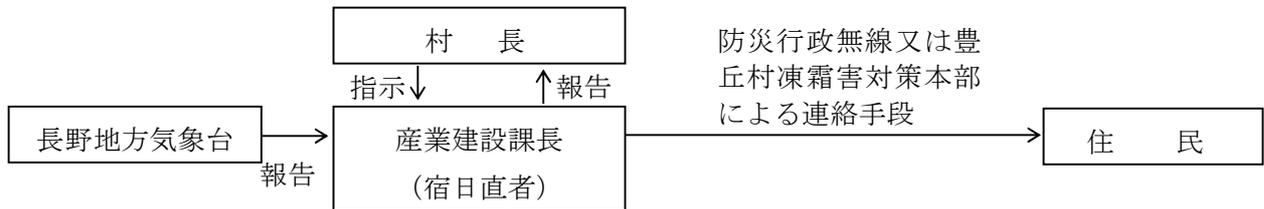


(2) 伝達要領

- ア 飯田広域消防本部は、各署所へ周知するとともに、村等関係機関へ通報する。
- イ 飯田広域消防本部は、防災行政無線により全村放送する。

7 凍霜害警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

- ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、ただちに産業建設課長、宿日直者において防災行政用無線又は豊丘村凍霜害対策本部による連絡手段により連絡通知する。

8 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気 象 水 防 予 警 報	総 務 課 長
火 災 警 報	飯 田 広 域 消 防 本 部
凍 霜 害 警 報	産 業 建 設 課 長

9 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し、異常気象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常気象

(気象関係)

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しい異常な現象

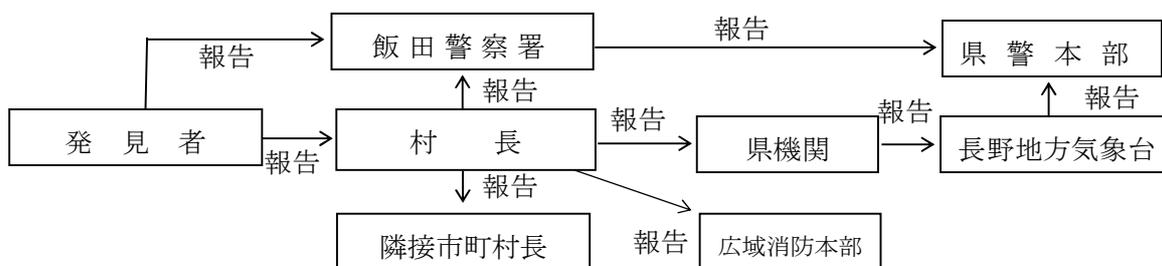
(水象関係)

異常な水位の上昇

(地象関係)

火山の噴火、鳴動、山崩れ、地割、土地の上昇、沈下等の地形変化

(2) 異常現象発見時の通報系統



通 報 要 領

災害が発生あるいは拡大するおそれのある異常を発見した者は、自己又は他人により村長若しくは警察署に、速やかにその情報を通報する。通報を受けた者は(2)の系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、その現象を確認し、事態に対処する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

【各課】

第1 基本方針

災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速かつ的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

1 報告の種類

(1) 概況報告

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他の異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、ただちにその状況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況の調査

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行う。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項調査機関協力機関

調 査 事 項	担 当 課	協 力 機 関
概況速報（収集できた範囲で）	総務課	県関係現地機関
人的及び住家の被害	総務課	南信州地域振興局
・避難準備・高齢者等避難開始情報 ・避難勧告 ・避難指示（緊急）等避難状況	総務課	南信州地域振興局
社会福祉施設被害	健康福祉課 保育園 社会福祉施設機関	飯田保健福祉事務所
農業被害	産業建設課	南信州地域振興局 下伊那農業改良普及センター みなみ信州農業協同組合
農地・農業用施設被害	産業建設課	南信州地域振興局 小渋川土地改良区
林業関係被害	産業建設課	飯伊森林組合
公共土木施設被害	産業建設課	
土砂災害による被害	産業建設課	
都市施設被害	産業建設課	飯田建設事務所
水道施設被害	環境課	南信州地域振興局
廃棄物処理施設被害	環境課	南信州地域振興局
感染症関係被害	健康福祉課	飯田保健福祉事務所
医療施設被害	健康福祉課	飯田保健福祉事務所
商工関係被害	産業建設課	南信州地域振興局 豊丘村商工会
観光施設被害	産業建設課	南信州地域振興局
教育関係被害	教育委員会	南信教育事務所
村有財産被害	総務課	村関係機関
公益事業被害	通信・電力・ガス 等関係機関	南信州地域振興局
警察調査被害	飯田警察署	村関係機関・警備業協会
火災速報	総務課	
危険物等の事故による被害	飯田広域消防本部	
水害等速報	総務課	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもをいう。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもをいう。
一 部 損 壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができない。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
田 畑 流 失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
田 畑 埋 没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は前節「別記」災害情報収集連絡系統図による。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において南信州地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡が取れない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、ただちに通常ルートに戻す。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報

a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は総務班。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

ウ 地震情報

地震発生後、長野地方気象台から地震に関する情報が発表・伝達される。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）をただちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から村への通知、村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後ただちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【村が実施する事項】

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

ア 防災行政無線、県防災行政無線の活用を図る。

イ 消防無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 【飯田広域消防本部が実施する事項】

ア 防災行政無線の活用を図る。

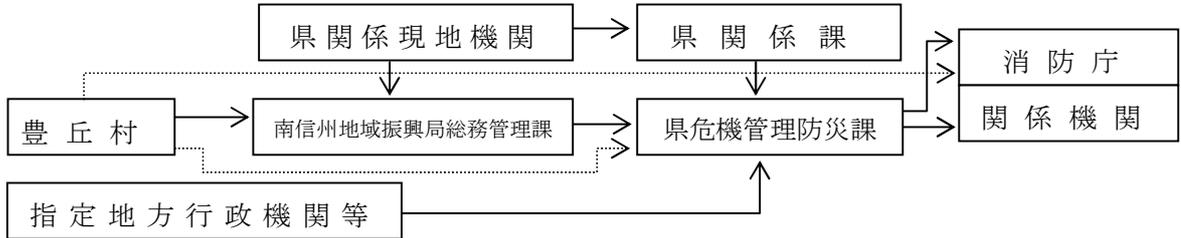
イ 消防無線等移動無線機器の活用を図る。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

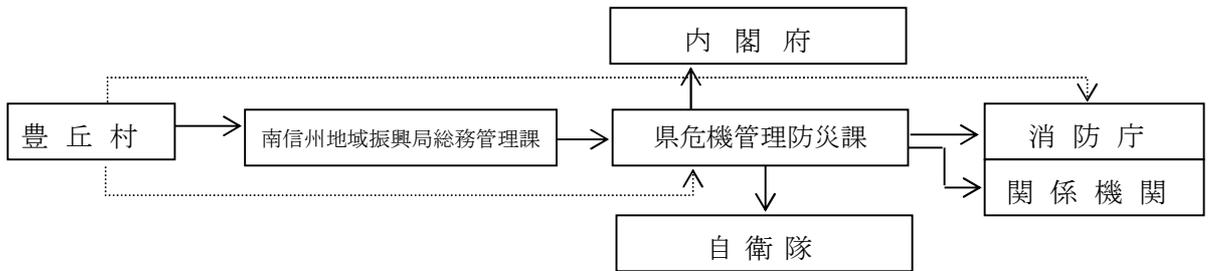
重要通信の優先的な取扱を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

- (1) 概況速報 様式第1号 (長野県防災情報システムによる同等内容の報告含む)
 (消防庁への即報は、様式第21号 (表21の2))
 (様式は、資料編による。以下同じ。)

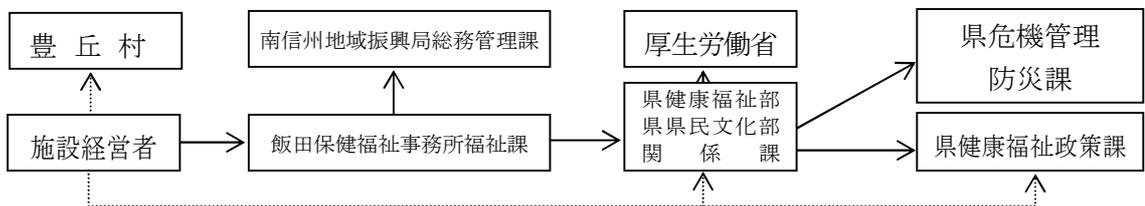


- (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号又は消防庁第4号様式(その2) (表21の3)
 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況報告 様式第2—
 1号又は長野県防災情報システムにより報告

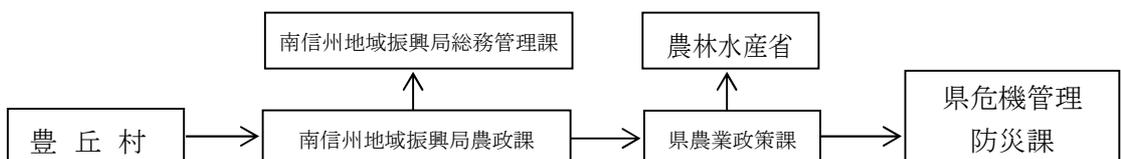


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。

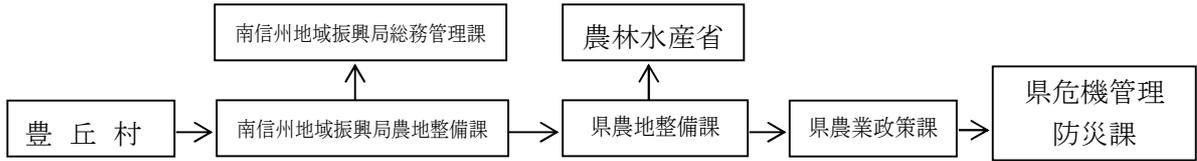
- (3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号



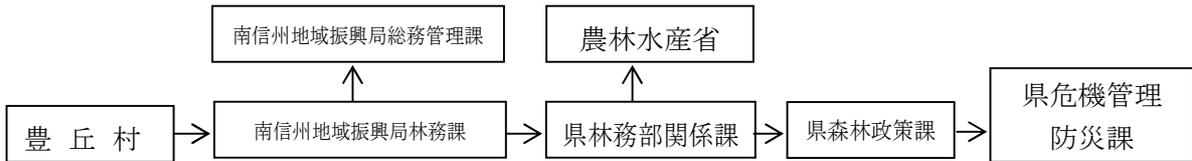
- (4) 農業関係被害状況報告 様式第5号
 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

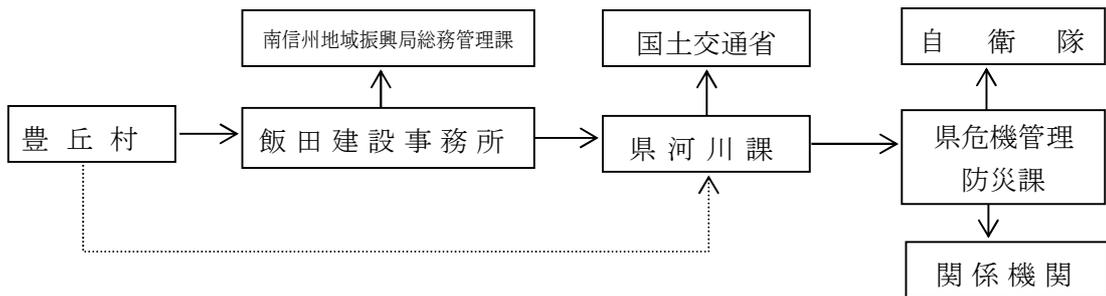


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

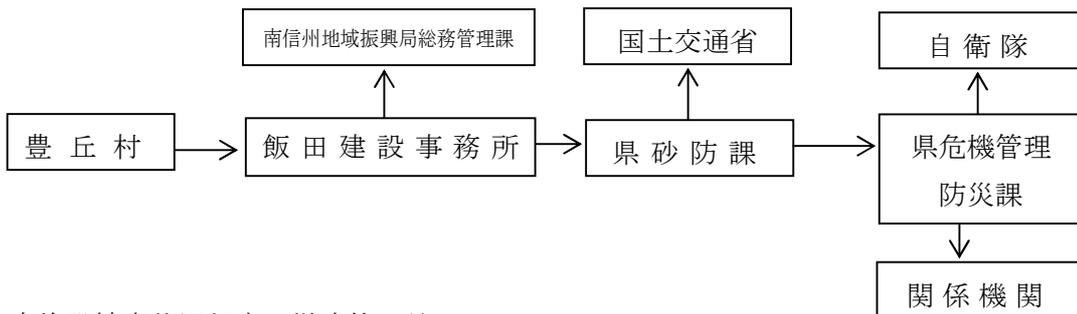


(6) 土木関係被害状況報告 様式第7号

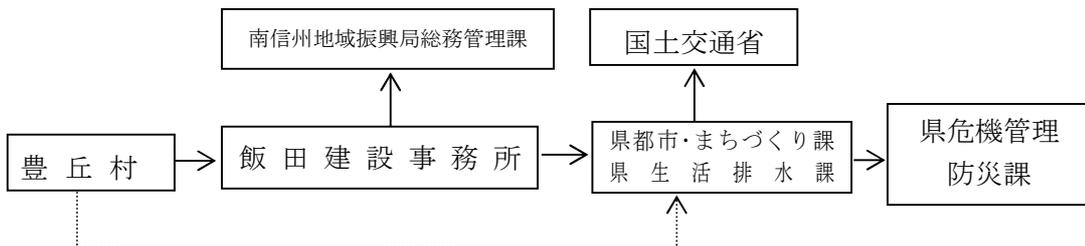
ア 公共土木施設被害状況報告等



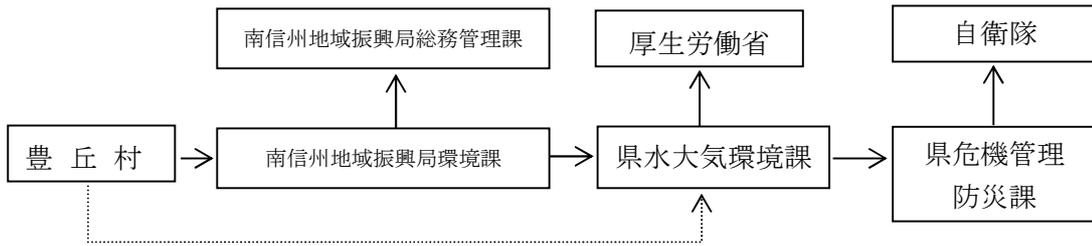
イ 土砂災害等による被害報告



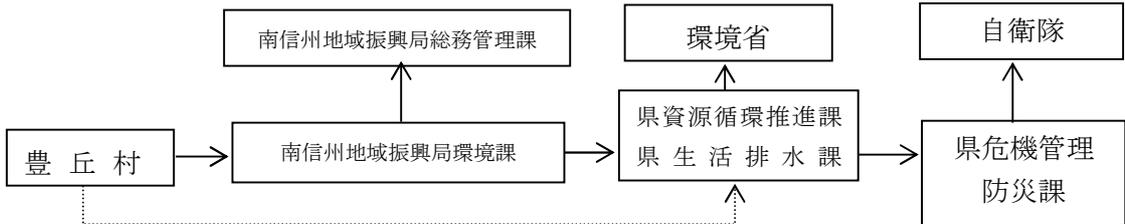
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



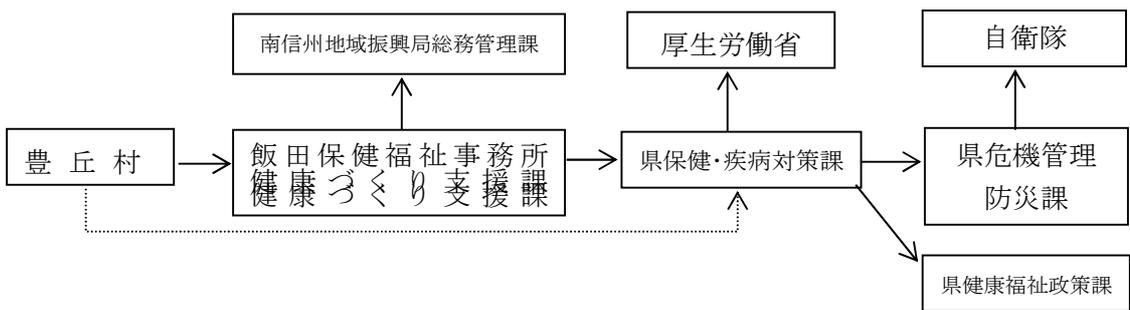
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



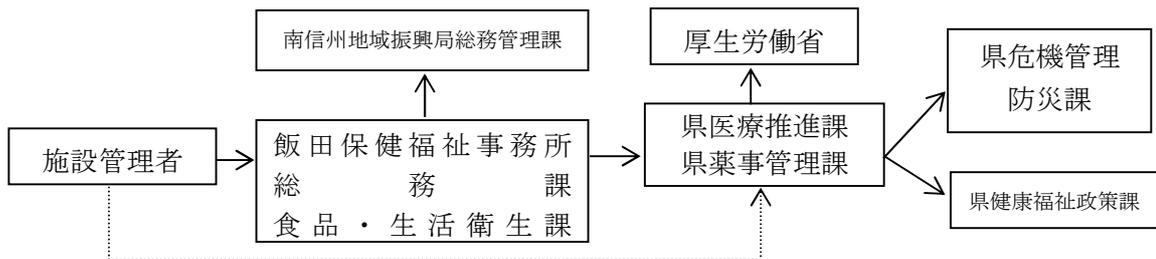
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



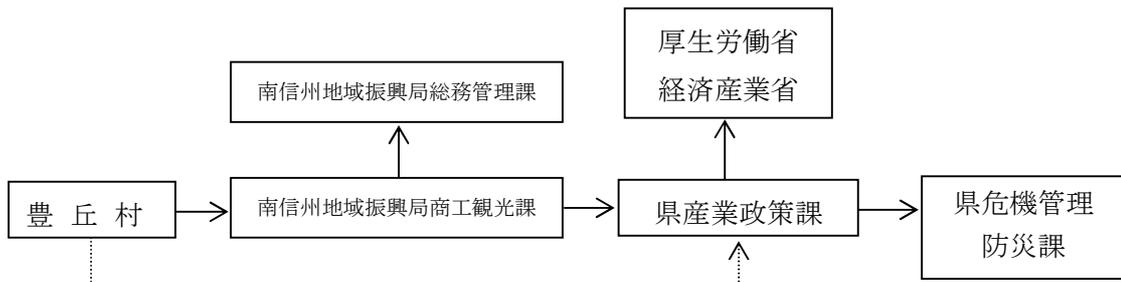
(10) 感染症関係報告 様式第11号



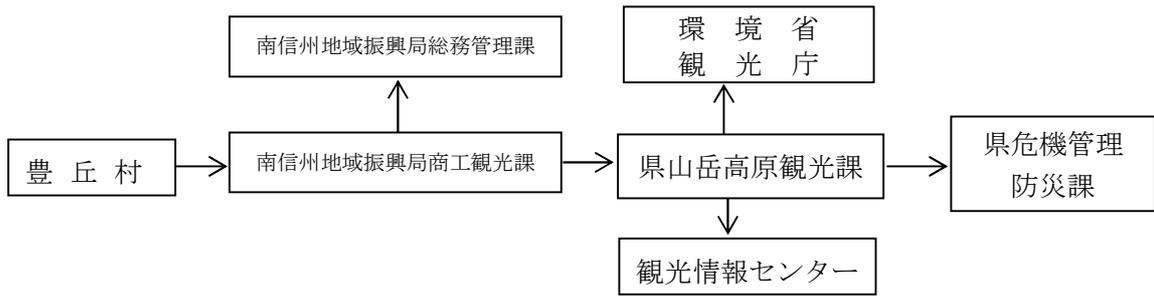
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

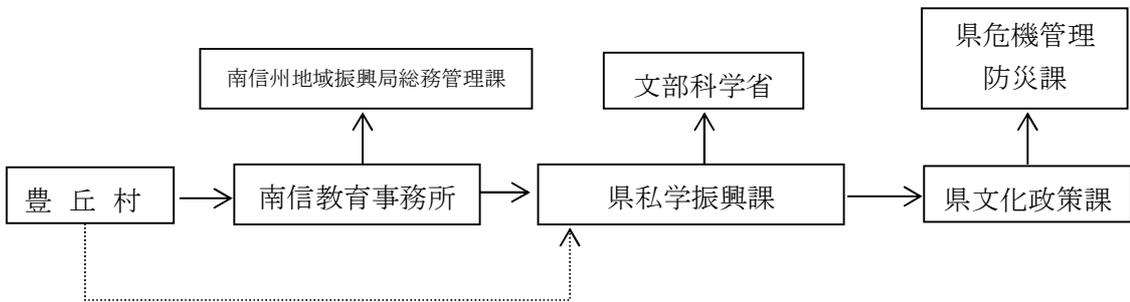


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

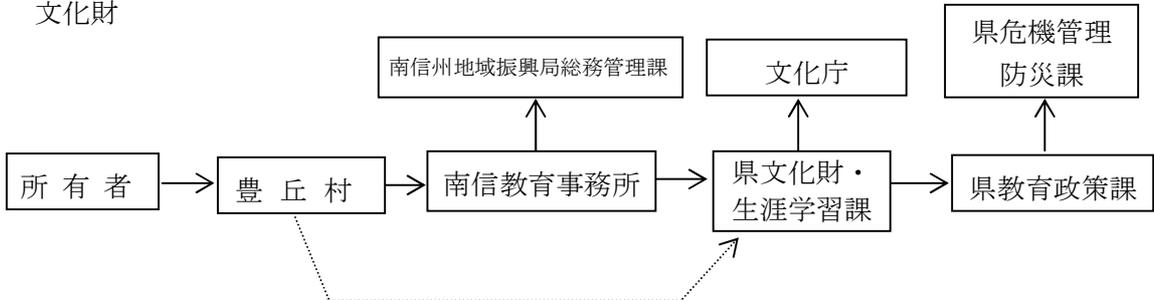


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

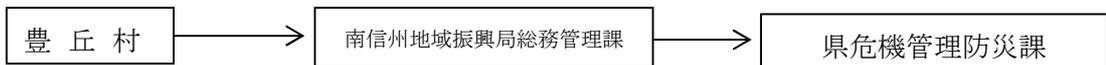
ア 村施設



イ 文化財



(15) 村有財産 様式第17号



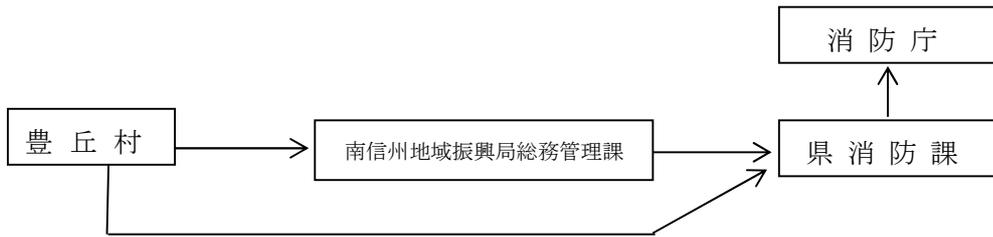
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害 様式第18号

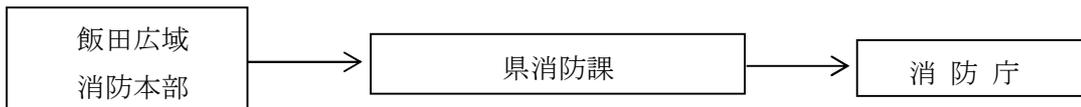


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

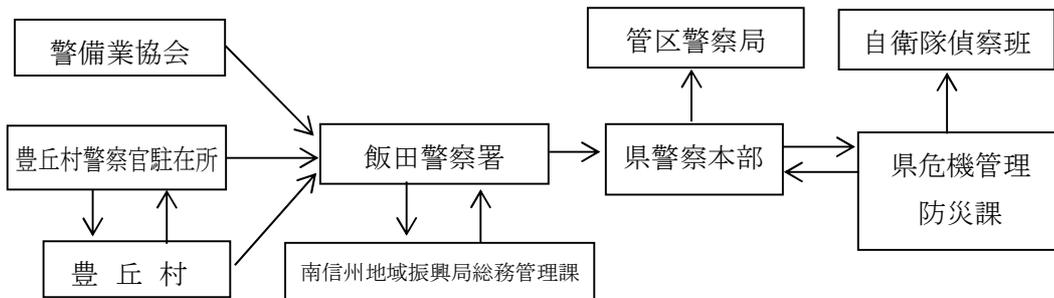
(17) 火災即報 様式第19号



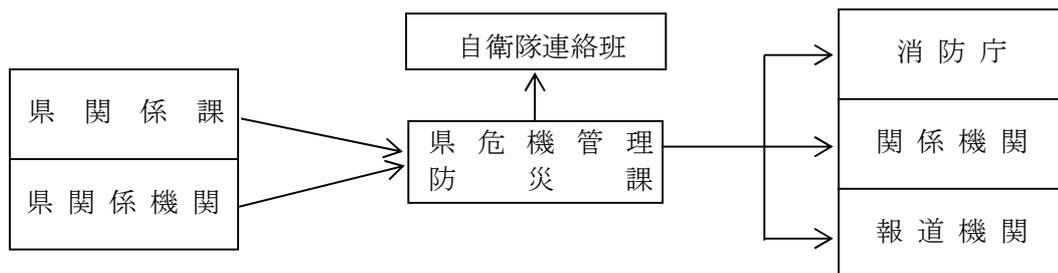
(18) 火災等即報（危険物に係る事故）



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号



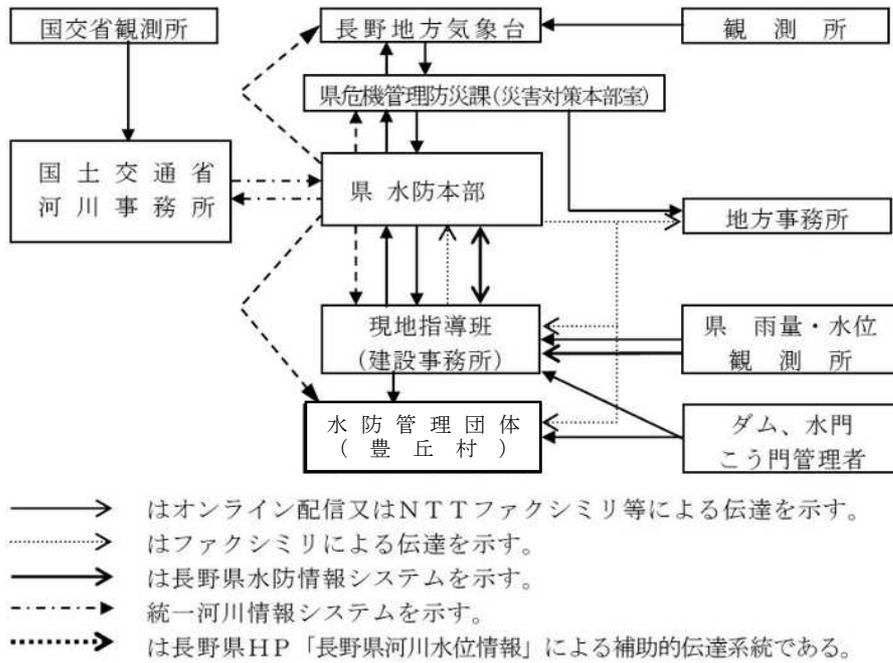
(20) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から県危機管理室への報告は（2）から（17）までの報告によるものであること。

(21) 水防情報

雨量・水位の通報



第3節 非常参集職員の活動

【各課】

第1 基本方針

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するために、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【村が実施する対策】

(1) 責務

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 活動体制

豊丘村及び周辺地域で災害の発生するおそれのあるときや各種の気象警報等が発令されたとき、又は震度4以上の地震発生時、災害発生時及び大規模林野火災発生時は、状況に応じて被害状況の調査把握や災害応急対策に対処するため、職員に対して次の配備指令(自宅待機を含む)を発令する。

東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については震災対策編「第5章第2節」の記載による。

表3-3-1

① 風水害等自然災害(地震災害を除く)

発令種類	発令基準	本部体制	配備職員	活動内容
第1配備	次の状況で総務課長又は産業建設課長が必要と認めたとき 1) 小規模な災害が発生したとき 2) 災害が発生するおそれのあるとき 3) 警報発令時(大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪)	災害警戒本部	Ⅲ 配備体制の第1配備出動者	1) 気象情報等の収集 2) 被害状況の調査・把握 3) 必要な応急対策の準備と実施
第2配備	1) 大規模災害が発生したとき 2) 大規模災害が発生するおそれのあるとき	災害対策本部	全職員	大規模災害に対処する応急対策の実施

※1 風水害等自然災害の第1配備又は第2配備職員は召集伝達後、速やかに出動すること。

② 地震災害

発令種類	発令基準	本部体制	配備職員	活動内容
第1配備	1) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき 2) 震度4の地震発生時 ※2	地震災害警戒本部	Ⅲ配備体制の第1配備出動者	1) 地震注意情報等の収集 2) 応急対策の準備・実施と被害情報の収集
第2配備	震度5弱以上の地震発生時 ※2	地震災害対策本部	全職員	地震災害応急対策の実施 大規模災害に対処する応急対策の実施

※2 豊丘村で震度4以上の地震発生時は、第1配備又は第2配備のいずれも出動の召集伝達は行いません。職員各自で豊丘村の震度情報をメール・テレビ・ラジオ等で収集し、必ず参集すること。

③ 大規模林野火災

発令種類	発令基準	本部体制	配備職員	活動内容
第1配備	1) 大規模林野火災発生時	火災対策本部	村長が指名する職員 ※3	1) 消火活動 2) ヘリポート準備

※3 林野火災の規模により一部の職員又は全職員に出動を命じる場合があります。

④ 公共施設の火災・事故等

休日及び夜間における公共施設火災や重大事故等の出動範囲

- 1) 役場庁舎 理事者・課等の長及び本庁の全職員
- 2) 上記以外の施設 理事者・総務課長及び施設所管課の全職員

⑤ 公共施設周辺の火災等

休日及び夜間における公共施設周辺の火災や水災害・重大事故等の出動範囲

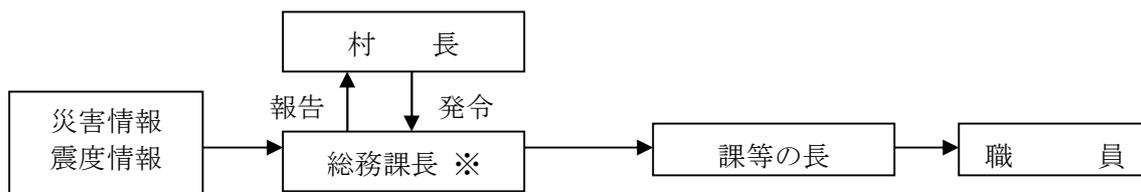
- 1) 役場庁舎付近 理事者・本庁の課等の長及び総務課の係長全員
- 2) 上記以外の施設 理事者・施設所管課の課長があらかじめ指定した職員

(3) 配備指令の方法

- ア 配備指令が発令された場合、別図(図3-3-1及び図3-3-2)に定める伝達系統、連絡責任者等により、職員に配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達する。
- イ 勤務時間外の配備指令の伝達は、庁内放送、電話、電子メール、防災行政無線、音声告知システム、使徒などから最も早く伝達し得る手段を用いる。
- ウ 震度5弱以上は、通常の電話等による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ、インターネット等の災害情報(注意報・警報)及び地震情報を各自で収集し、伝達を待つことなく、ただちに定められた場所に参集する。

○ 勤務時間内

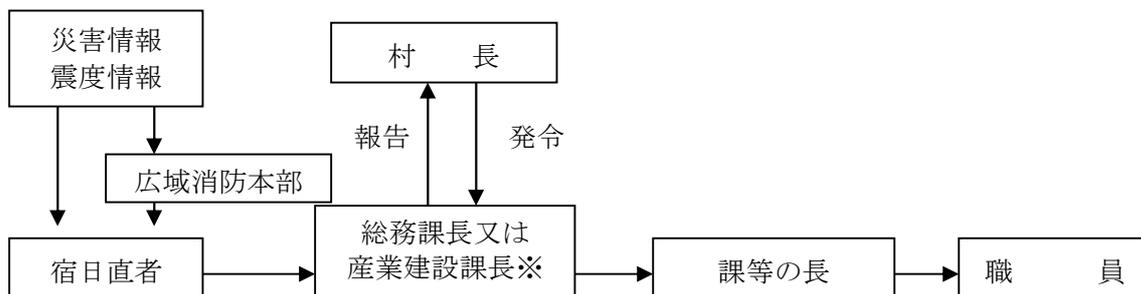
図3-3-1



※ 総務課長不在時は、①産業建設課長、②健康福祉課長の順で代行する。

○ 勤務時間外

図3-3-2



※ 上記2名が不在時は、①健康福祉課長・②環境課長の順で代行する。

(4) 配備人員

配備人員は、資料編による。

(5) 参集時の留意事項

ア 参集手段

交通手段は、徒歩、自転車又はバイクとする。(車両で参集する場合は事前に許可を得ている者とする。)

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、各課等の長に報告する。応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な課等が対応者をあらかじめ定めておく。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場等を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集する。

(6) 災害警戒本部の設置

ア 災害警戒本部の設置基準

原則として第1配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

これ以外に、次のような局面が発生し、関係課等の長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等にあたることとする。

- (ア) 近隣市町村で災害が発生し、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
- (イ) 三遠南信地域で災害が発生し、三遠南信災害時相互応援協定に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
- (ウ) その他の広域応援要請を受けたとき。
- (エ) 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され、住民の生活への影響が予測されるとき。

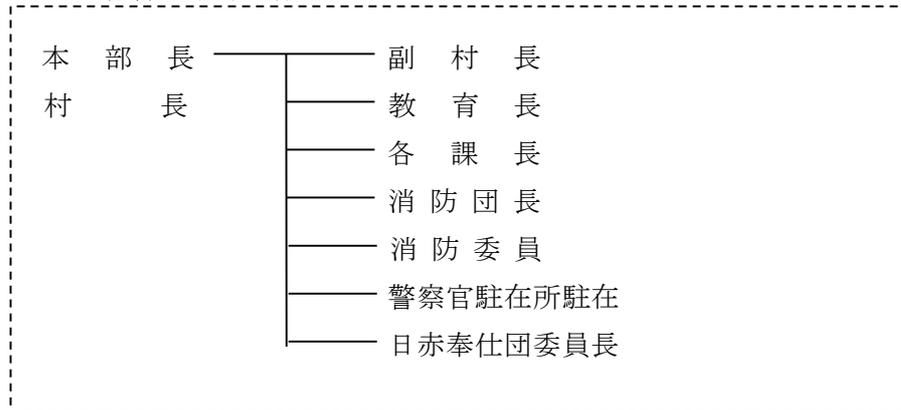
イ 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は豊丘村役場 1 階総務課又は豊丘村保健センター 2 階大ホールに置く。

ウ 災害警戒本部の組織及び運営

- (ア) 災害警戒本部は、本部長を村長とし、以下の関係課等の長で組織する。
- (イ) 本部長不在の場合は副村長が任務を代行する。
- (ウ) 本部長は、災害の状況により警戒本部の組織を変更することができる。

図 3-3-3 災害警戒本部組織図



エ 災害警戒本部の廃止

本部長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散することができる。

(7) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

原則として第2配備体制が発令されたときは、組織をあげて機動的な防災活動をするため、災害対策本部を設置する。

第2配備体制以外であっても、災害応急対策を実施するため、特に必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部設置決定権者

- (ア) 災害対策本部設置の決定は、村長が行う。
- (イ) 村長不在の時は、副村長、教育長の順で代行する。
- (ウ) 3者がいずれも不在の時は、上席職員で決定する。

ウ 災害対策本部設置場所

- (ア) 災害対策本部は、豊丘村役場 1 階総務課又は豊丘村保健センター 2 階大ホールに設置する。
- (イ) 本部が設置されたときは、豊丘村役場庁舎正面玄関又は保健センター 1 階入口に豊丘村災害対策本部の標識を掲げ、あわせて災害相談窓口の設置場所を明示する。

エ 本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき

- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

オ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

- (ア) 本部の設置及び廃止の通知方法

本部を設置し又は廃止した場合には、ただちにその旨を以下の表により通報・通知する。

表3-3-2 本部の設置及び廃止の通知方法

通知先	通知の方法
庁内各課	防災行政無線 NTT電話 庁内放送
県知事	県防災無線 NTT電話
飯田警察署長	NTT電話
飯田消防署	県消防無線 消防無線 NTT電話 防災行政無線（防災相互波）
その他防災関係機関	NTT電話
住民	防災行政無線 CATV 音声告知放送 広報車 メール配信
報道機関	NTT電話又は文書
隣接市町村長	県防災無線 NTT電話 防災行政無線（防災相互波）

- (イ) 関係機関連絡員の派遣要請

本部は、関係機関に対し、設置の通知とあわせて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

(8) 災害対策本部の組織及び運営

ア 豊丘村災害対策本部の組織

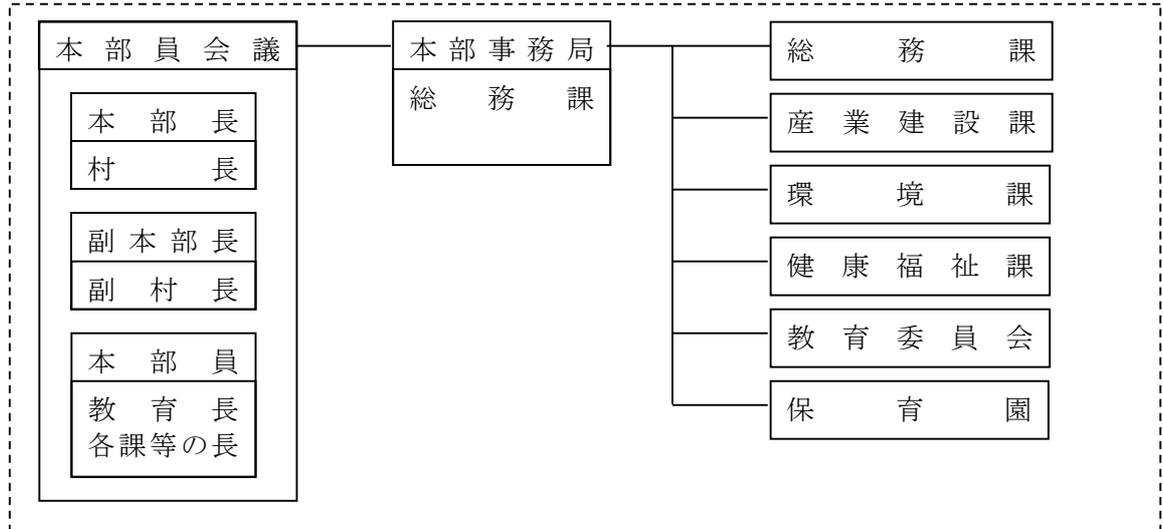
本部の組織は、豊丘村災害対策本部条例の定めるところによるが、特に大規模地震時においては、災害の局面及び災害応急活動の進捗にあわせ、機動的に対応する必要があることから、一般災害体制と緊急活動体制の二つに区分する。

イ 一般災害体制

- (ア) 激甚災害に至らない程度の災害に対応するため、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する体制

- (イ) 風水害等が村内全域に拡大し、住民の生命、安全に関わる活動を強力に行う必要があると災害対策本部長（以下「本部長」）が認めた時は、緊急活動体制に移行することができる。

図3-3-4 災害対策本部一般災害体制組織概念図

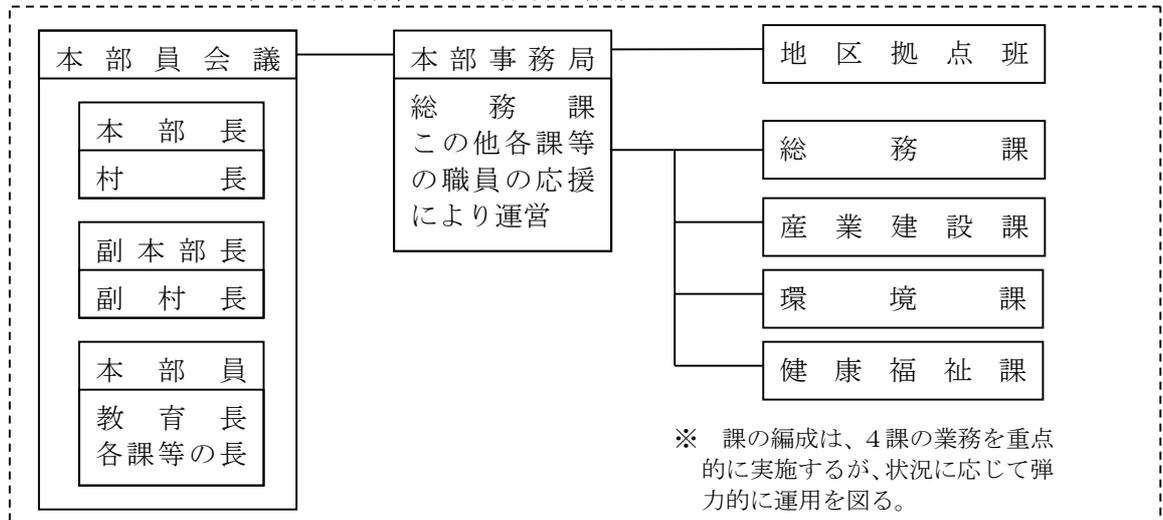


※ 各課の編成、分掌事務等は、資料編による。

ウ 緊急活動体制

直下型地震等（南海トラフ地震含む）による全村的かつ大規模な災害又は発生のおそれがある場合に対しては、緊急活動体制をしき、地区拠点班を編成し、自主防災組織及び住民と連携して住民の生命と安全確保においた活動を緊急かつ重点的に展開する。

図3-3-5 災害対策本部緊急活動体制組織概念図



※ 課の編成は、4課の業務を重点的に実施するが、状況に応じて弾力的に運用を図る。

※ 地区拠点班の編成等は、資料編による。

(ア) 設置基準

- a 震度5弱以上の地震が発生したとき（自動発令）【南海トラフ地震発生含む】
- b 全村的な大規模災害が発生し、被害の拡大により必要と判断されるとき又は大規模な災害が発生するおそれがあるとき（本部長の判断で発令）

(イ) 体制の移行について

防災直後の重点活動が終了若しくは、軌道に乗った時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

(ウ) 組織の編成

この体制で設置される各課の班編成については、勤務時間外の場合、職員が揃わないことも予想されるので、課の任務を最大限果たしうよう要員の弾力的運用を図る。

(エ) 地区拠点班について

- a 本部長は、災害発生時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区連絡所の設置・運営にあたる職員を派遣する。
- b 地区拠点班等の組織及び運営

表 3 - 3 - 3

地区拠点班長 及び副班長	(ア) 各地区班毎に定める者（班長又は副班長は地区連絡所に滞在し、各種指示等を決定、伝達する。） (地区 1 班～ 9 班)
地区拠点班員	(ア) 各地区班を分掌する所属等の職員 (イ) 近隣地区からの応援職員
自主防災組織	各地区の自主防災組織の代表者は、各避難所等に参集し、地区内の自主防災活動を統括し、応急活動に協力する。 また、地区連絡所と連携をとりながら、各地区の避難所の開設・運営を行う。

c 地区拠点班の任務

地区拠点班は、各地区内の地区連絡所において、本部の指示があるまで、班長又は副班長の指示にしたがい、消防団、自主防災組織及び地区住民と連携を図りながら災害情報収集及び地区連絡所となる避難所開設・運営等を行う。

表 3 - 3 - 4

地区拠点对応	地区内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること 自主防災組織、消防団分団本部との活動調整に関すること
避難所対応	地区連絡所となる避難所の早期開設及び管理運営に関すること 総務課、健康福祉課の業務応援に関すること 地区連絡所以外の避難所の開設・管理運営の支援に関すること 自主防災組織、地区住民との連絡調整に関すること

エ 災害対策本部の職務・権限

(ア) 本部長

村長を災害対策本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- (イ) 副本部長
副村長を災害対策副本部長（以下「副本部長」）とする。
副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ウ) 本部員
本部員は、各課等の長の職にあたるものをもってあてる。詳細な職名等は、資料編による。
本部員は、所属の各班を指揮監督する。
- (エ) 課及び班
本部に本部事務局、課を置き、班を編成する。
各課及び班の名称及び事務分掌は、資料編による。
- (オ) 職員の服装
災害対策本部の職員が災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定のビブスを着用する。

オ 本部員会議

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部員会議を設置する。

- (ア) 会議の運営
本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。
本部員会議は、本部員2名の参集をもって会議の開催をすることができる。
- (イ) 協議事項
本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。
 - a 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
 - b 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
 - c 避難の準備情報、勧告又は指示に関すること
 - d 避難所の開設及び閉鎖に関すること
 - e 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
 - f 災害対策経費の処理に関すること
 - g 災害救助法の適用に関すること
 - h その他災害対策の重要事項に関すること

カ 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を設置する。

(ア) 本部事務局の組織

図3-3-6 本部事務局



(イ) 各班等の任務

各班等の任務は、資料編による。

キ 災害対策現地対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めるときは、災害現地に災害対策現地対策本部（以下「現地対策本部」）を設置することができる。

(ア) 組織及び運営

a 現地対策本部長

現地対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

現地対策本部長は、現地対策本部運営班を指揮監督する。

b 現地対策本部運営班員

現地対策本部の運営は、現地対策本部運営班があたる。同班の編成は、資料編による。

c 所掌事務

(a) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(b) 本課に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

(c) その他、本部長の特命事務

ク 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じる。

(ア) 本部開設に必要な資機材等の準備

a 防災行政無線等、通信手段の確保

b 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置

c 被害状況図板・黒板等の設置

d 住宅地図等その他地図類の確保

e 災害対応用臨時電話、ファクシミリの確保

f パソコン、コピー機、プロジェクター等OA機器の確保

g 携帯ラジオ・テレビの確保

h 村内建設業者名簿その他名簿類の確保

i 災害処理票その他の書式類の確保

j ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保

k 非常用発電設備の点検・確保

(9) 地震災害初動対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。

なお、職員は、原則職員初動マニュアルに基づき対応する。

ア 初動対応の流れ（豊丘村に震度5弱以上の地震が発生）

図3-3-7

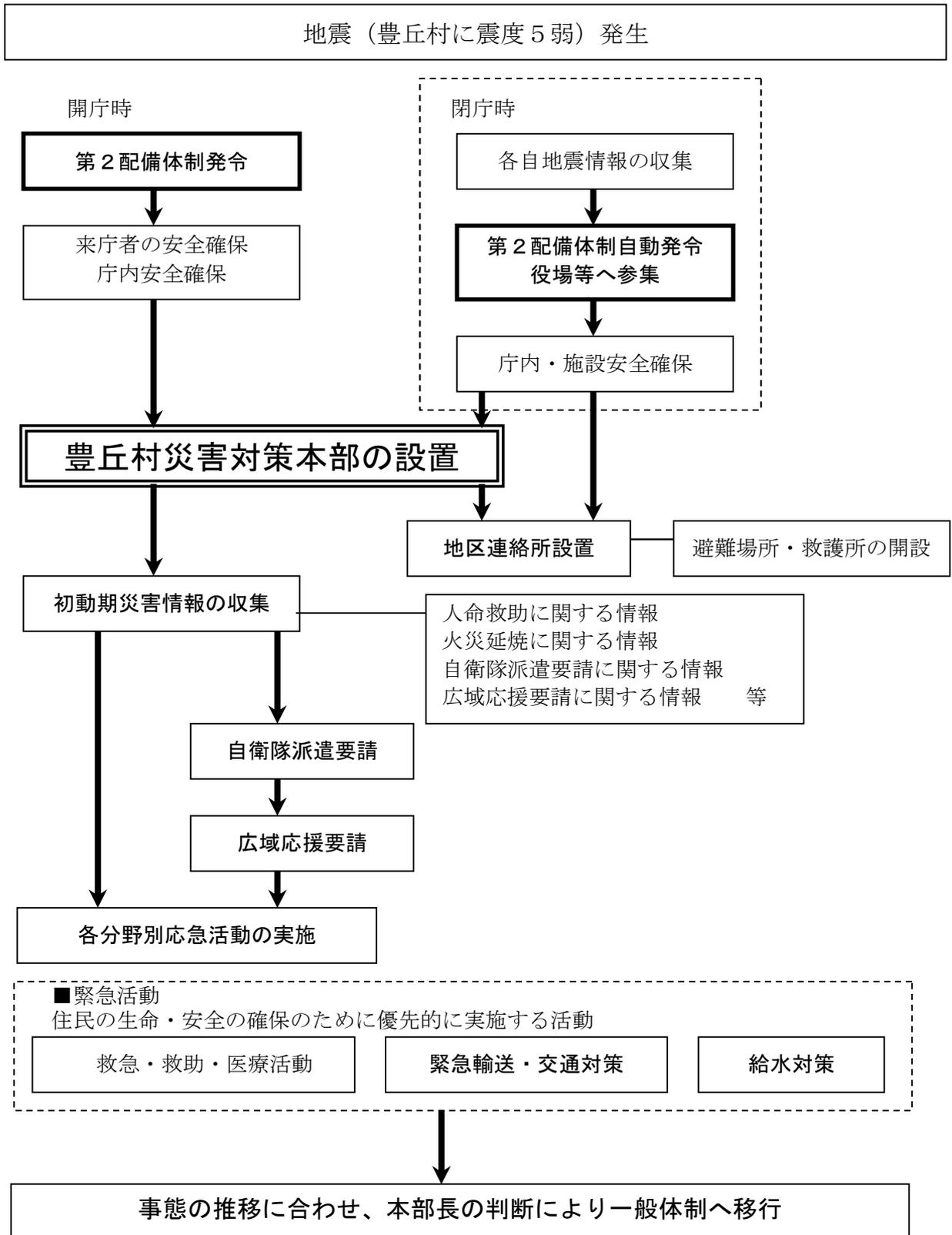


表3-3-5

初動対応 ① 災害対策本部	
災害発生から3時間の基本目標	
災害対策本部の速やかな立ち上がり 被災状況の概況把握と各地区の対応状況把握 限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する	
対応者	
<input type="checkbox"/> 本部員会議 本部長 村長 副本部長 副村長 本部員 教育長 各課等の長 消防団長 関係機関連絡員（連携機関等からの派遣、必要に応じて会議に参加）	
<input type="checkbox"/> 本部事務局 総務係 企画財政係 広報係 （消防団本部－村本部事務局と連携）	
<input type="checkbox"/> 分野別対応課 地区拠点班 健康福祉課 産業建設課 環境課 （消防団は、消防団長のもとに活動するが、各課と連携）	〔主な活動〕 地区連絡所の設置、避難場所の開設 各自治会への避難所運営事例等説明 医療・救護活動 避難・誘導活動 要配慮者避難支援活動 緊急輸送路確保・土砂災害警戒 飲料水確保、污水対策
連携機関	
南信州地域振興局 飯田広域消防本部 長野県警察本部 飯田警察署 陸上自衛隊 松本駐屯地 飯伊地区包括医療協議会 飯田建設事務所	〔主な活動〕 情報収集・広域応援要請 消火・救急・救助 救助 救助・負傷者搬送 救護・医療 緊急輸送路確保・土砂災害警戒

優先すべき対応

閉庁時は職員自動参集（第2配備体制自動発令）
庁内安全確認（開庁時 来庁舎安全確保）

① 災害対策本部の設置

関係機関は災害対策本部へ連絡員派遣

② 情報・収集伝達

通信機能確保、通信統制の開始
人命救助に関する情報
火災・延焼に関する情報
自衛隊災害派遣要請に関する情報
広域応援要請に関する情報

③ 応援要請

自衛隊に対する災害派遣要請
医療救護に関する要請
長野県消防相互応援協定等各種応援協定に基づく要請
消防ヘリコプター等の出動要請
応急給水に関する協定に基づく要請 等

表3-3-6

初動対応 ② 地区拠点班	
災害発生から3時間の基本目標	
地区内の被害情報の収集及び本部への報告 自主防災組織、消防団分団本部との活動調整 地区連絡所となる避難所の早期開設	
1班 地区連絡所 豊丘北小学校	担当区域：河野区 消防団：第1分団 自主防災組織：河野
2班 地区連絡所 堀越区民会館	担当区域：堀越区 消防団：第1分団 自主防災組織：堀越
3班 地区連絡所 田村区民会館・田村防災センター	担当区域：田村区 消防団：第2分団 自主防災組織：田村
4班 地区連絡所 豊丘南小学校	担当区域：林里区 消防団：第2分団 自主防災組織：林里
5班 地区連絡所 林原・木門コミュニティセンター	担当区域：林原・木門区 消防団：第2分団 自主防災組織：林原・木門
6班 地区連絡所 佐原区民会館	担当区域：佐原区 消防団：第2分団 自主防災組織：佐原
7班 地区連絡所 伴野区民会館	担当区域：伴野区 消防団：第3分団 自主防災組織：伴野
8班 地区連絡所 福島区会所	担当区域：福島区 消防団：第3分団 自主防災組織：福島
9班 地区連絡所 壬生沢区民会館	担当区域：壬生沢区 消防団：第3分団 自主防災組織：壬生沢
連携機関	飯田広域消防本部 陸上自衛隊 松本駐屯地 長野県警察本部 飯田警察署 飯伊地区包括医療協議会

優先すべき対応

閉庁時は職員自動参集（第2配備体制自動発令）
庁内安全確認（開庁時 児童・生徒、来庁者安全確保）

① 地区連絡所の設置

通信機能確保、通信統制の開始
地区内の被害情報の収集及び本部への報告

医療・救護

救護所設置への協力

救護所設置予定場所

大規模避難所救護所

豊丘中学校

豊丘北小学校

豊丘南小学校

② 避難所開設

自治会長、自主防災組織に初動対応の参加協力よびかけ

- ・ 避難所開設
- ・ 医療、救護協力
- ・ 急傷病者の医療機関又は救護所への搬送

③ 広報

避難所での広報

各地区避難所開設者への広報事項伝達 等

2 【指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関・村の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者が実施する活動】

(1) 責務

村域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務等に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

(2) 活動体制

指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

また、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関は、県に災害対策本部が設けられたときは、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同拠点本部に派遣する。

第4節 広域相互応援活動

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」、「三遠南信災害時相互応援協定」に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他市町村等が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、ただちに応援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

ア 消防に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

村長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から本村の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、(ア)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- a 緊急消防援助隊
 - b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
 - c その他、他都道府県からの消防の応援
- イ 消防以外に関する応援要請
- (ア) 他市町村等に対する応援要請
 - a 村長は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、村の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。
 - b 村長は、前項の場合における他市町村等からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、他都道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。
 - 「応援要請事項」
 - 応援を求める理由及び災害の状況
 - 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - その他必要な事項
 - b 県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。
 - c 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあっせんを求める。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

応援活動は、他市町村等が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

(2) 実施計画

【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

ア 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等（以下「要請側」という）からの要請を受けた場合は、ただちに出動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

本村が、他の市町村等から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入れ体制が必要となる。

しかし、受入れ体制をすべて整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

村、公共機関及びその他事業者が、他市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側の市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 経費の負担

(1) 県又は他市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

(2) (1) 以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

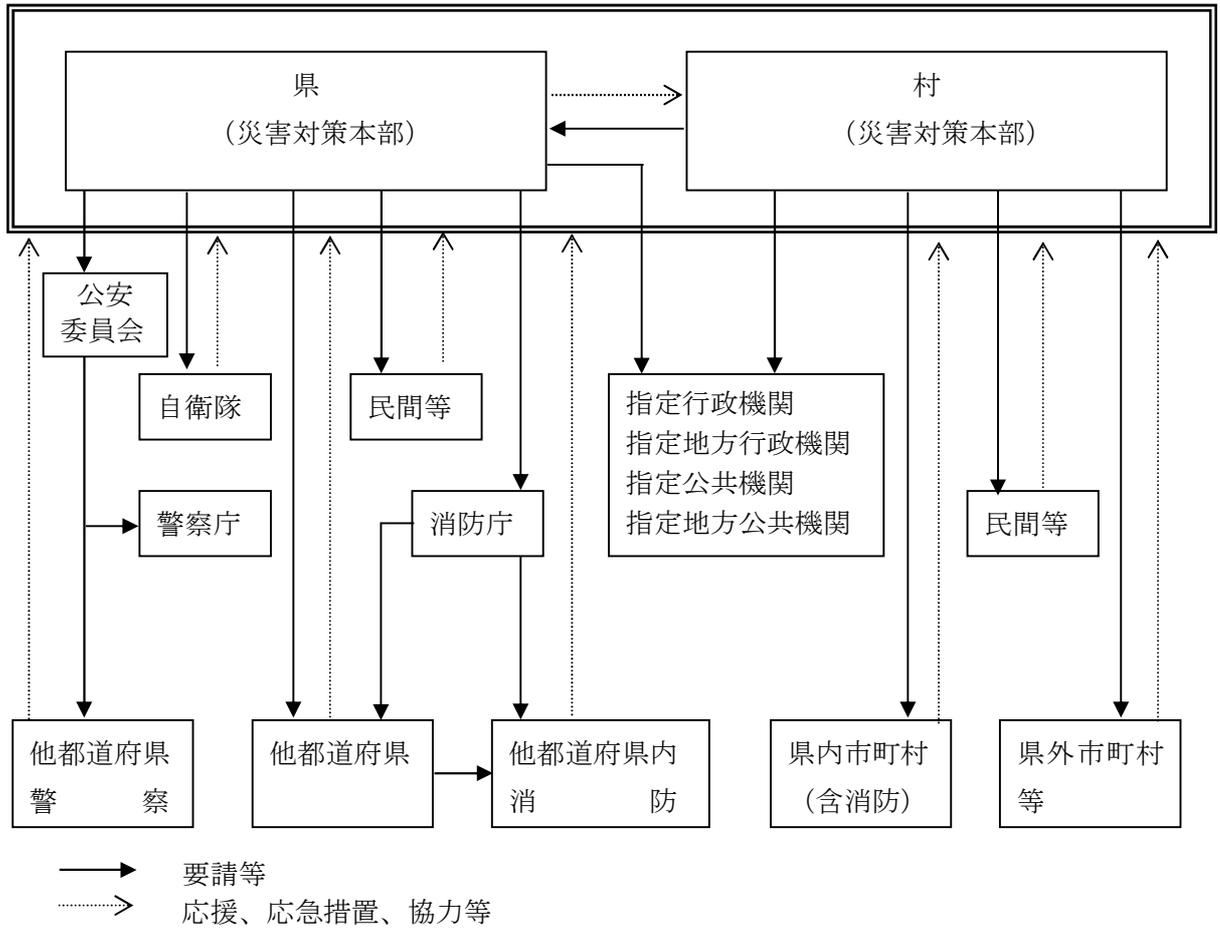
(応援要請締結状況)

村が災応急対策の実施のための必要な協力を得ることに関して、締結している応援協定は、次のとおりである。

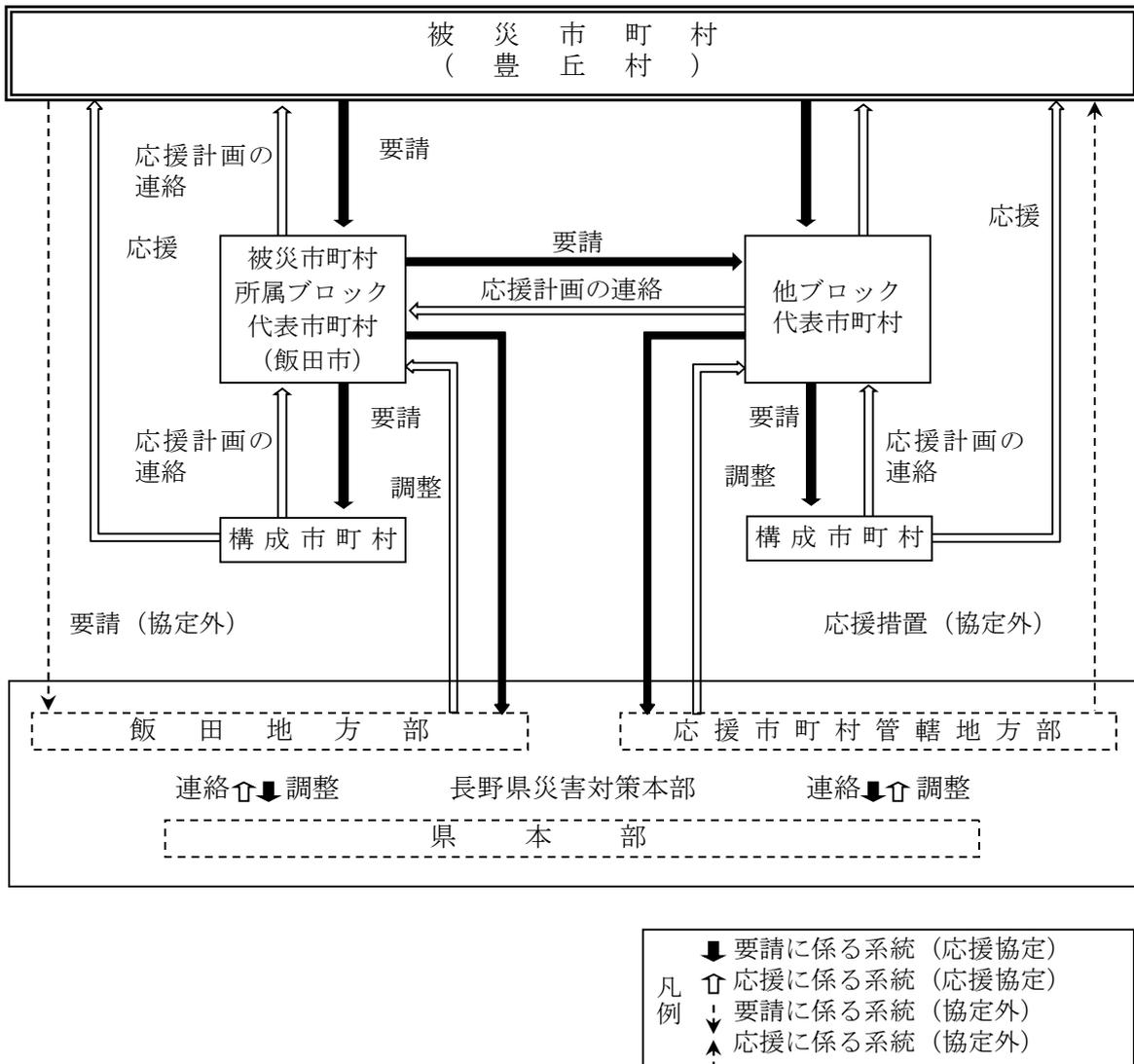
協 定 名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
長野県市町村災害時相互応援協定	長野県内全市町村	平成8年4月1日 平成23年12月16日	災害時における物資等の提供及びあっせん、人員の派遣等(改定)
災害時の医療救護についての協定	飯伊地区包括医療協議会	平成8年5月31日 平成15年11月1日	災害時の医療救護(改定)
三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信地域(東三河、遠州、南信州)の3県30市町村	平成8年7月8日 平成17年11月4日	災害時の相互応援(改定)
災害時における飯伊15市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定	飯田郵便局・飯田下伊那特定郵便局	平成9年8月25日	郵便貯金の非常払い戻し、非常貸付け 災害時の郵便輸送確保等
災害時における住民生活の早期安定を図るための協定	飯伊14市町村・南信州広域連合・みなみ信州農業協同組合	平成12年1月20日	応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い等
災害応急措置の協力に関する協定	南信州広域連合 社団法人長野県建築士会飯伊支部	平成18年12月24日	避難施設の応急危険度判定等
災害時消防相互応援協定	南信州広域連合・飯田下伊那14市町村	平成18年1月13日	災害時の相互応援

(別記)

広域相互応援体制図



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統図



第5節 ヘリコプターの運用計画

【総務課】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

(2) 実施計画

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。)

- ・ 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
- ・ 活動に必要な資機材等
- ・ ヘリポート及び給油体制
- ・ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・ 資機材等の準備状況
- ・ 気象状況
- ・ ヘリコプターの誘導方法

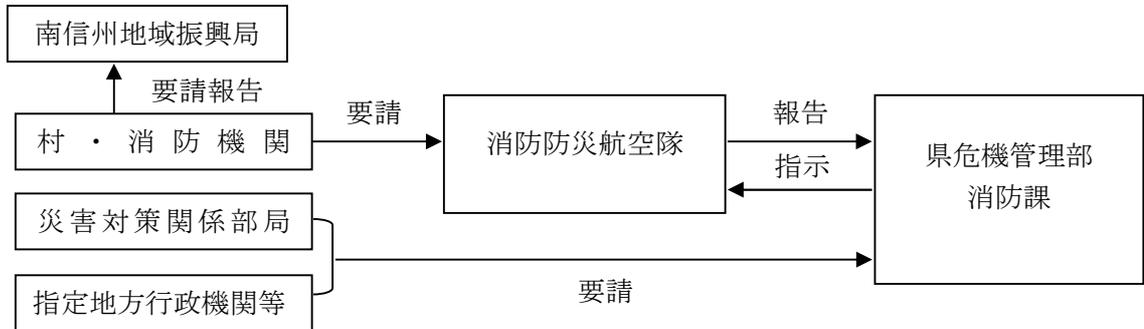
- ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- オ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

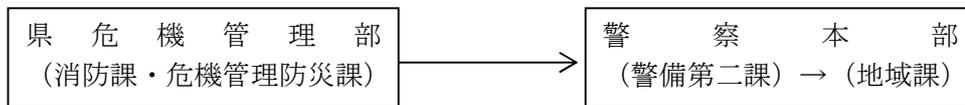
緊急応援要請のフローチャート



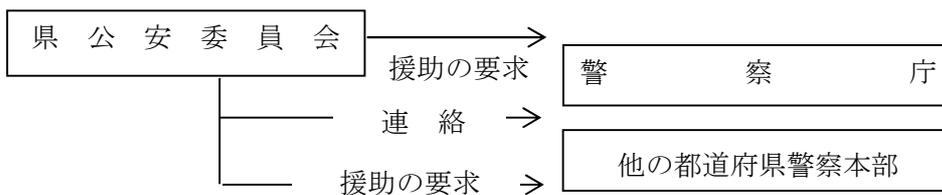
※連絡用無線 消防用無線（県内共通波）
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

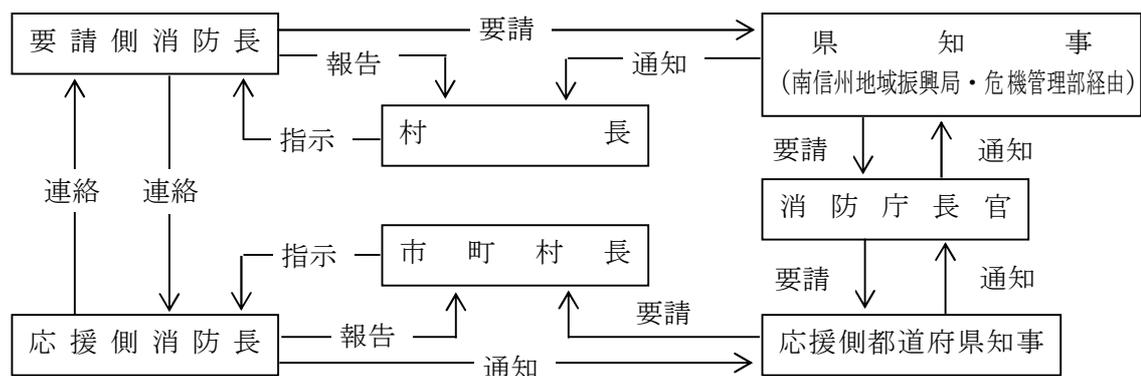
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

(1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおりである。

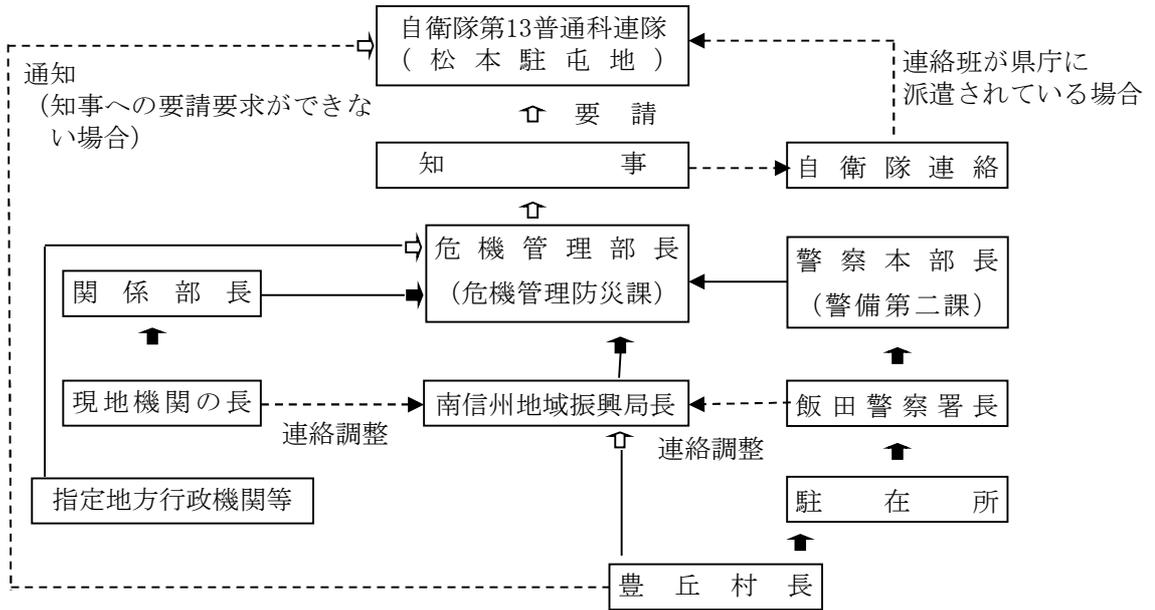
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

(2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

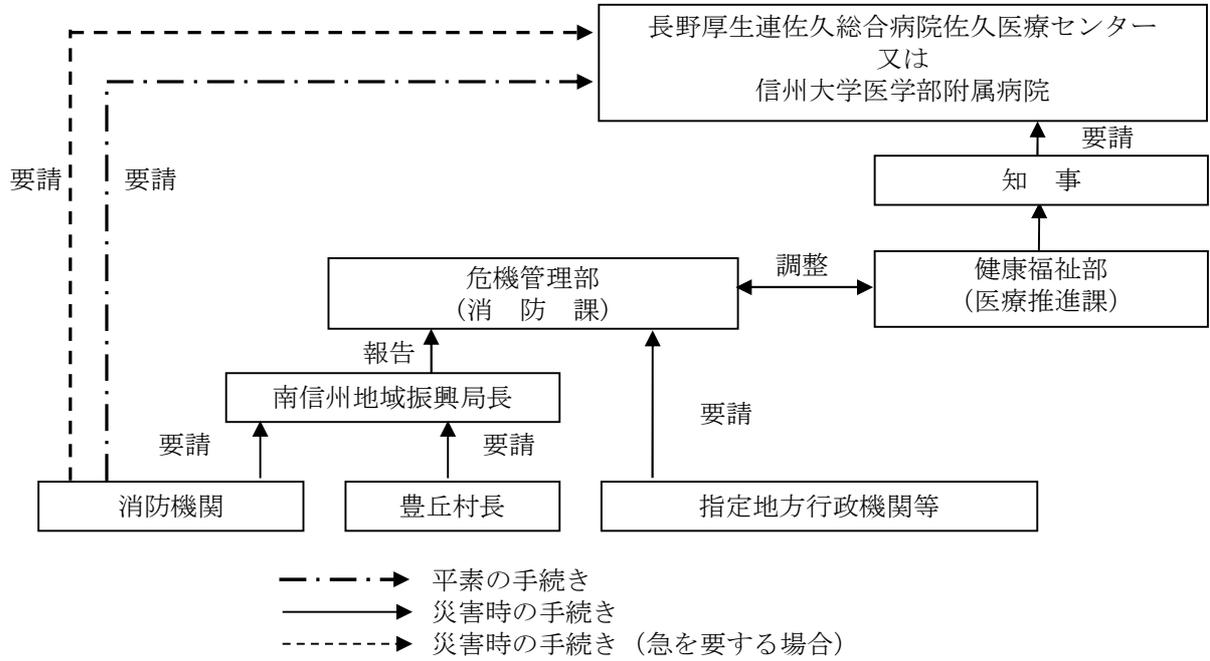


4 自衛隊ヘリコプター



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊災害派遣活動

【総務課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、県及び村だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合において、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策基本法第68条の2に基づき、村長は県知事に対し、災害派遣の要請をすよう求める。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて確認する。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があればただちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を県に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

a 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

b 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助

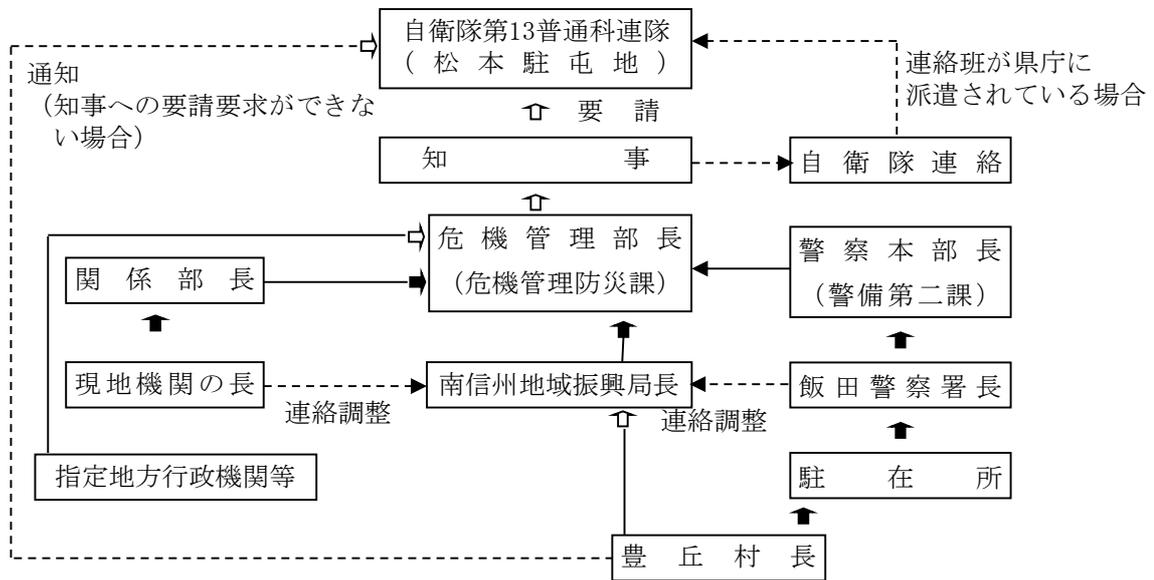
c 遭難者の搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助

- d 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- e 消防活動
利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
- f 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
- g 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- h 人員及び物資の緊急輸送
緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- i 炊飯及び給水
被災者に対する炊飯及び給水
- j 物資の無償貸与又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）
- k 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- l その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。



要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62

(ウ) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

- a 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって南信州地域振興局長若しくは飯田警察署長に派遣要請を求める。
- b 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに南信州地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- c 南信州地域振興局長又は飯田警察署長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

d 要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域、活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

(エ) 派遣部隊の受入措置

- a 受入れ総括責任者は村長とする。
- b 連絡責任者は総務課長とし、県現地連絡調整者（地域振興局長等）を通じ部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- c 飯田警察署長に連絡し、交通の整理確保を図り部隊のスムーズな移動が行われるよう配慮する。
- d 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに総務課長が配慮する。
- e 部隊の集結場所、宿营地等は資料編による。
- f 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

県総括連絡調査員及び現地連絡調整者

区 分	県総括連絡調整者	県現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	南信州地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	下伊那地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現 地 本 部 長

a 総括連絡調整者の任務

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。
 - ①地域別優先順位
 - ②地域別必要人員
 - ③地域別所要資材の確保及び輸送方法
- (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。

- b 現地連絡調整者の任務
- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
 - (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び村長に通知する。
 - (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、村その他関係機関等との連絡調整を行う。
 - (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については村と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
 - (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。
 - (f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。
- イ 【村が実施する対策】
- (ア) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。
 - (イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
 - (ウ) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。
- ウ 【関係機関が実施する対策】
- (ア) 自衛隊における措置
 - a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは南信州地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
 - b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。
- エ 【住民が実施する対策】
- 自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

派遣部隊の撤収時期については、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

【総務課・消防団・健康福祉課】

第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により、初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

（1）基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながらかつ円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

（2）実施計画

ア 【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア） 飯田広域消防計画における救助・救急計画等に基づき、飯田警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

（イ） 必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。

（ウ） 消防機関は、飯田警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

(エ) 消防機関は、救助活動にあたり、飯田警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(オ) 消防機関は、救助活動にあたり、飯田警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

(カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 飯伊地区包括医療協議会は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。

(イ) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、又は単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送等にあたる。

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

(3) 自動体外式除細動器（AED）配備状況

豊丘村役場	配備済	中央保育園	配備済
豊丘中学校	配備済	南保育園	配備済
豊丘南小学校	配備済	北保育園	配備済
豊丘北小学校	配備済	河野児童クラブ	配備済
豊丘村民体育館	配備済	神稲児童クラブ	配備済

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院、飯伊地区包括医療協議会を中心として関係機関との連携による受入れ体制の確保を図る。

さらに、町村の枠を超えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 災害発生時における医療救護体制は、応急救護所の本部を豊丘村保健センター1階とし、災害規模に応じて、必要な応急救護所を設置する。また、飯伊地区包括医療協議会の計画に基づき、あらかじめ編成された救護班により、別に掲げる医療救護活動等を行う。

ただし、発災当初は、救護所への医療チームの派遣が困難となることから、応急診療所における救護を実施する。

(イ) 救護所等を次のとおり必要に応じて設置し、医療品、医療用資機材等の供給体制と、比較的軽傷の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

種 類	場 所	活 動 の 内 容 等
応急診療所	小沢医院 金田医院 ※ 大規模災害医療救護計画で定める派遣医療機関	発災当初は、救護所への医療チームの派遣が困難となることから、各応急診療所において、救護を実施する 救急患者の搬送（村有車、民間車両）
応急救護所本部	豊丘村保健センター1階	各救護所との連絡調整（比較的小規模な場合は、純粹な救護所の機能のみ）
大規模避難所救護所	豊丘北小学校 豊丘南小学校 豊丘中学校	避難者の診察及び軽易な治療 避難所の巡回指導 搬送等救護所で対応不可能な処置等は救護所本部との連絡調整 等

(ウ) 飯伊地区包括医療協議会と連携して収容可能人員、診療機関の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、飯田警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 飯伊地区包括医療協議会は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

(イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県や村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等にあたる。

- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関の要請に基づき緊急輸送する。また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- (オ) 飯伊地区包括医療協議会は大規模災害医療救護計画に基づきあらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。また、県や村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。
- 〈救護班等の業務内容〉
- 負傷の程度の判定
 - 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
 - 救急処置の実施
 - 救急活動の記録
 - 遺体の検案
 - その他必要な事項
- (カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- (キ) 飯田下伊那薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。また、県や村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ク) 災害拠点病院等は、傷病者の受入れ体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (ケ) 備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。
- (コ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (サ) 長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。
- (ス) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。

ウ 【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

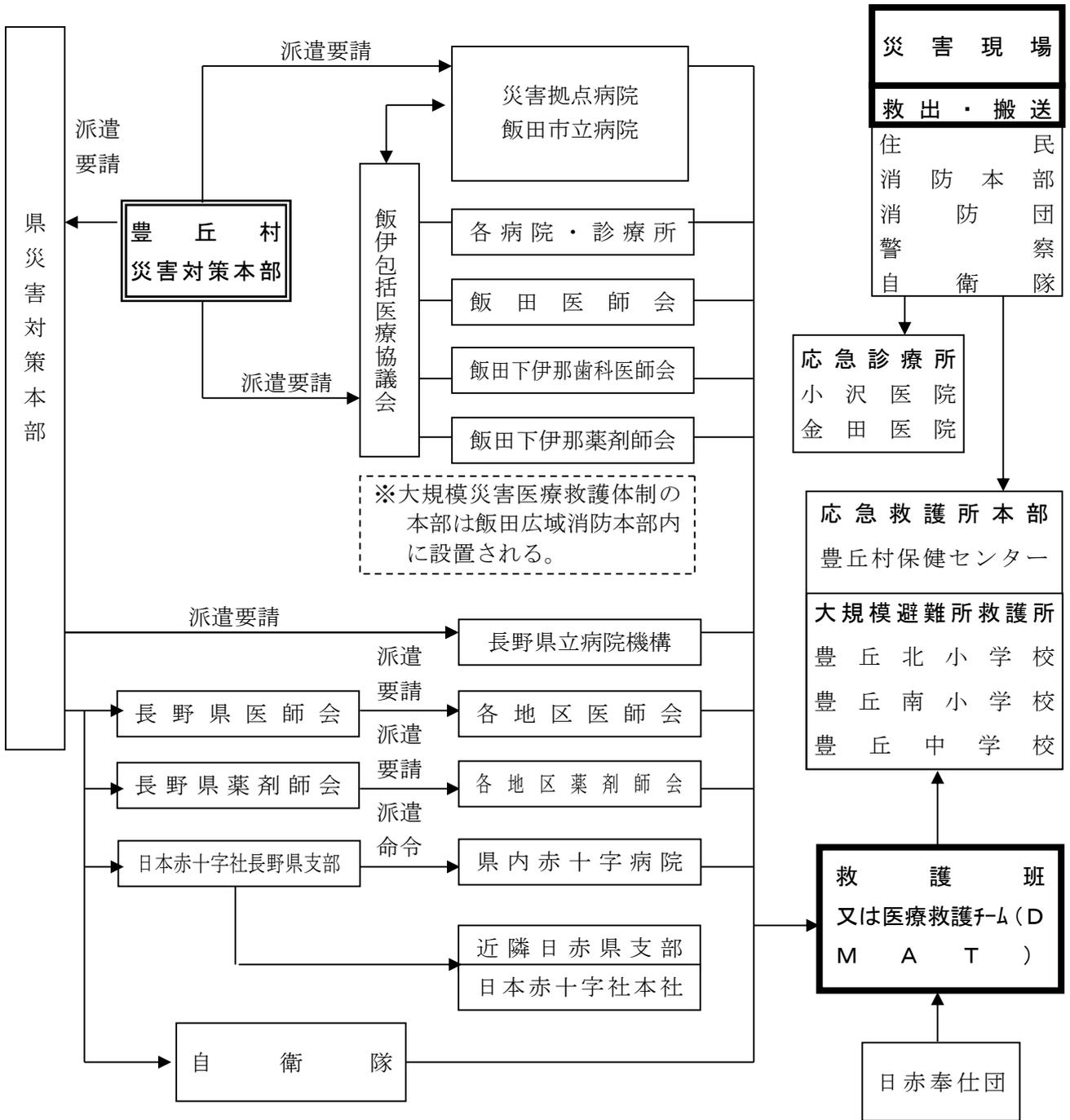
3 医療資機材、医薬品等の調達

災害時においては、医薬品等の供給が緊急かつ的確に実施されなければならない。このため、医薬品等の保管品名、数量、場所等を把握するとともに、村指定医薬品調達先又は飯伊地区包括医療協議会の計画による災害用医薬品備蓄倉庫（協議会を通じて）へ協力を要請し、医療品等の調達を行う。なお、災害発生により、備蓄量等に不足を生じた場合は、県機関に応援を求める。

村指定医薬品調達先		
名 称	所 在 地	電 話
びぜんや薬局	豊丘村神稲3028-3	0265-35-2314
岩口薬局	豊丘村神稲121-5	0265-35-2817
飯伊地区包括医療協議会の計画による災害用医薬品備蓄倉庫		
(株)やまひろクラヤ三星堂飯田支店	飯田市育良町 2-24-1	0265-25-2625
鍋林(株) 飯田営業所	飯田市上郷飯沼1580	0265-22-4800

(別記)

医療救護活動体制図



※発災当初は、医療救護チームは到着しないため、村内の応急診療所での対応が予想される。(人員配置、搬送車両確保等)

第8節 消防・水防活動

【総務課・消防団・産業建設課】

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

a 応援要請等

- (a) 村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

(b) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

ウ 林野火災の防御体制

【村及び関係機関が実施する対策】

林野火災は、地形、気象、発生時期等により急速な拡大、延焼、飛火等その消火に予想しがたい困難と危険性がある。このため、人員、資機材等通常の火災とは異なる体制のもとに対処する。

(ア) 防御部隊の編成

林野火災は、消防機関のみでは対処し難いため、次に掲げる組織、団体、関係住民により編成する。

(イ) 組織

- | | |
|-----------|---------------------|
| a 本部 | 「(ア)」に掲げる組織の長 |
| b 消防係 | 消防団、「(ア)」に掲げる役員及び住民 |
| c 防火線係 | 森林組合 |
| d 伝令係 | 消防団 |
| e 運搬補給係 | 消防団及びその車両、区役員 |
| f 飛火延焼警戒係 | 消防団 |

(ウ) 出動計画

人員、資機材を効率的に運用するために、次により集結、活動する。

a 第1出動

地元分団及び関係者とし、消防団長の指令により集結、活動する。

b 第2出動

消防団長の指令により集結し、出動順路、活動分担及び手順について明確な打ち合わせのもとに出動する。ただし、火災の現場、規模により集結場所を変更することもある。また、火災の規模によっては、出動分団を減ずることもできる。

(エ) 携行用具

ナタ、ノコギリ、カマ、ロープ、背負い式ポンプ（手動式）、唐クワ等。夜間にかかる場合は照明器具。

(オ) 運搬補給計画

関係分団車両により食料、飲料水、消防用資材、救急資材、その他必要な資機材の運搬補給を行い、物資の調達は消防本部及び総務部において行う。

(カ) ヘリコプターによる空中消火

- a 地形条件や要員・資機材の不足等、地上での防御活動が困難な場合は、「長野県林野火災空中消火実施要項」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。
- b ヘリコプターの出動要請は、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 水防体制の確立

a 水防組織

水防組織は、豊丘村災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織及び編成による。なお、水防法第5条の規定により豊丘村消防団は水防管理者の所管の下に行動し、水防事務を処理する。

b 水防倉庫及び資器材の状況

水防倉庫及び資器材の状況は資料編による。

(イ) 雨量、河川水位の観測・巡視等

a 雨量、河川水位の観測

気象業務法等に基づく、大雨・洪水等の注意報・警報等が発せられたときは必要に応じ、総務課長は県及び関係機関相互に連絡をとり、雨量等気象情報の資料収集に努め、巡視員を配備して水位の観測監視を行う。

b 巡視員の任務

各巡視員は、河川、堤防等の巡視警戒を行うとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見したときには、ただちに村長を通じ、それぞれの管理者に通報し、必要な措置を求める。

(a) 堤防の溢水状況

(b) 表法面で水あたりの強い場所の亀裂又はがけ崩れ

- (c) 天端の亀裂又は沈下
- (d) 表法面漏水等による亀裂又はがけ崩れ
- c 危険区域の巡視

危険区域の巡視警戒の担当区分は、次の表により行う。

危険区域	担当課
土砂災害の発生原因が土石流による土砂災害警戒区域及び土石流発生危険溪流区域	産業建設課
重要水防区域及び危険箇所	総務課
農業用水路	産業建設課
ため池	産業建設課

※ 危険区域等の箇所は、資料編による。

(ウ) 水防警報等

a 国土交通大臣の行う水防警報とその処置

水防法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、天竜川上流河川事務所長が次に示す計画に基づき、水位・水量等を示して水防上の警報を発表する。

(a) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区域	水防警報発表責任者
天竜川	左岸上伊那郡辰野町大字平出字平田 右岸上伊那郡辰野町大字平出字平田 (昭和橋) から 左岸飯田市大字竜江7, 122番の14地先 右岸飯田市大字川路4, 925番の5地先 (姑射橋) まで	天竜川上流河川事務所長

(b) 水防警報の対象となる水位観測所及び水位

観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	対象水防 管理団体
伊那富	上伊那郡辰野町樋口	1.0	1.5	2.6	3.12	辰野町、箕輪町
北殿	上伊那郡南箕輪村北殿	6.0	6.5		8.04	南箕輪村、伊那市
伊那	伊那市伊那部	3.5	4.0	5.5	5.55	伊那市、宮田村
沢渡	伊那市東春近渡場	0.5	0.9	1.6	4.41	伊那市、宮田村
下平	駒ヶ根市赤穂下平	2.2	2.4		4.70	駒ヶ根市、 飯島町、中川村
市田	下伊那郡高森町下市田	0.7	1.4	3.6	4.81	松川町、高森町、 飯田市、豊丘村、 喬木村
伊久間	下伊那郡喬木村伊久間	1.4	1.7		6.24	喬木村、飯田市
天竜峡	飯田市龍江太田下	9.7	11.0	16.2	20.20	飯田市、喬木村

(c) 水防警報の段階と範囲

○ 段階

第一段階（準備）水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに消防団員（水防団員）の幹部の出動

第二段階（出動）消防団員（水防団員）の出動

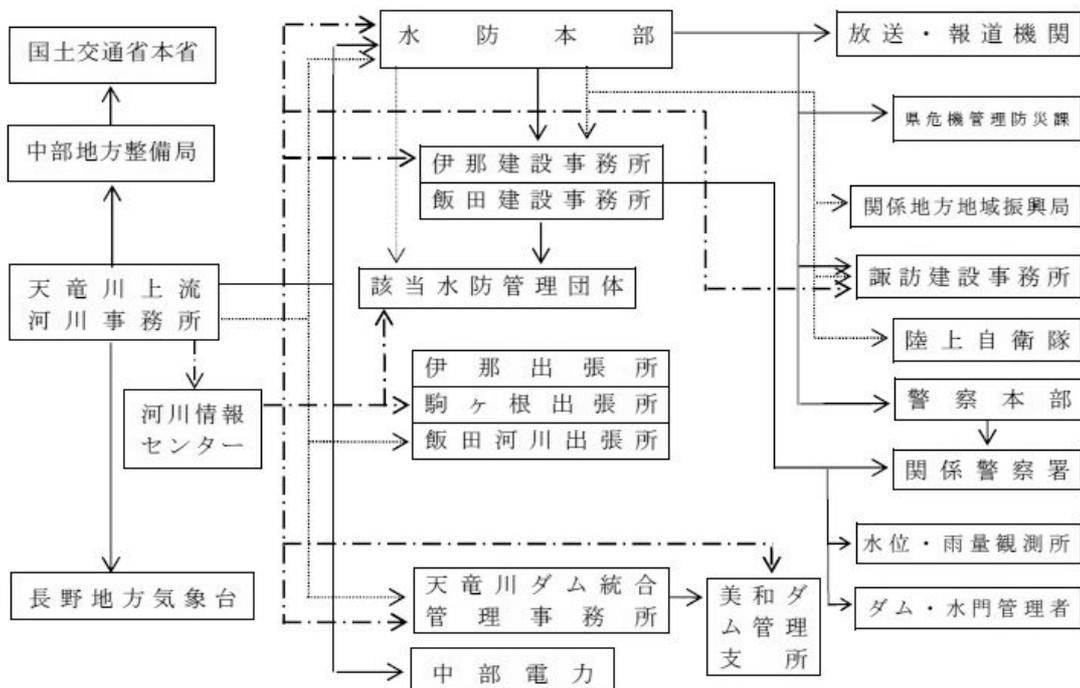
第三段階（解除）水防活動の終了

（適宜）（状況）水位、雨量等水防活動に必要な状況

○ 範囲

観測所名	準備	出動	解除	状況
伊那富	氾濫注意水位 1.5m	出動水位 2.2mで必要に応じて出動		
北殿	氾濫注意水位 6.5m	出動水位 7.0mで必要に応じて出動		
伊那	氾濫注意水位 4.0m	出動水位 4.5mで必要に応じて出動		
沢渡	氾濫注意水位 0.9m	出動水位 1.3mで必要に応じて出動		
下平	氾濫注意水位 2.4m	出動水位 2.6mで必要に応じて出動		
市田	氾濫注意水位 1.4m	出動水位 2.0mで必要に応じて出動		
伊久間	氾濫注意水位 1.7m	出動水位 2.5mで必要に応じて出動		
天竜峡	氾濫注意水位 11.0m	出動水位 12.5mで必要に応じて出動		

(d) 水防警報の伝達系統



(注) ————— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統である。

b 知事が水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川は、次表のとおりである。

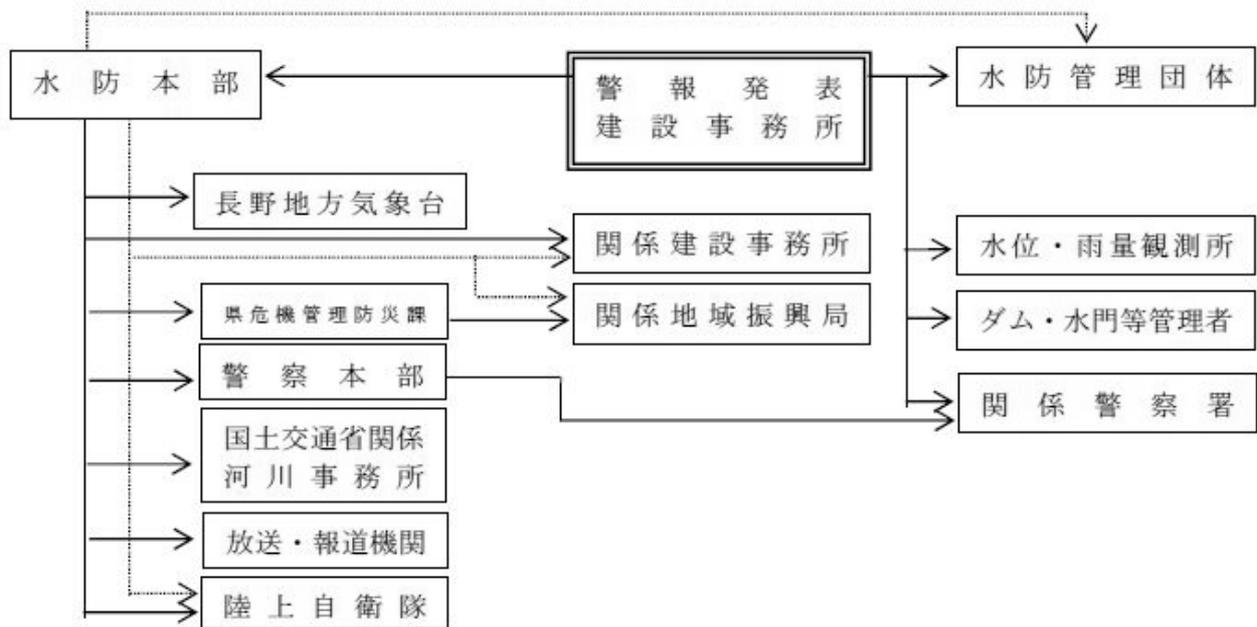
(a) 水防警報を行う河川及び水位観測所

河川名	区域		対象水位観測所				対象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位(m)	氾濫 注意 水位(m)		
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市 上伊那郡境界	下浜	岡谷市 湊	2.6	3.7	岡谷市	諏訪 建設事務所長
	岡谷市 上伊那郡境界	上伊那郡 辰野町平出 (町道橋)	伊那富	辰野町 樋口	1.0	1.5	辰野町	伊那 建設事務所長

(b) 水防警報の段階と範囲

- ① 水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。
- ② 水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。
- ③ 水防警報発令のときは、速やかに、次に示す水防警報伝達系統により、それぞれの機関に連絡するものとする。
- ④ 水防警報の発令段階
 - 第1段階（準備）水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動
 - 第2段階（出動）水防団員及び消防団員の出動
 - 第3段階（解除）水防活動の終了
 - その他（状況）水位、雨量等水防活動に必要な状況

(c) 水防警報の伝達系統



(注) ————— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 - - - - - は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

c 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

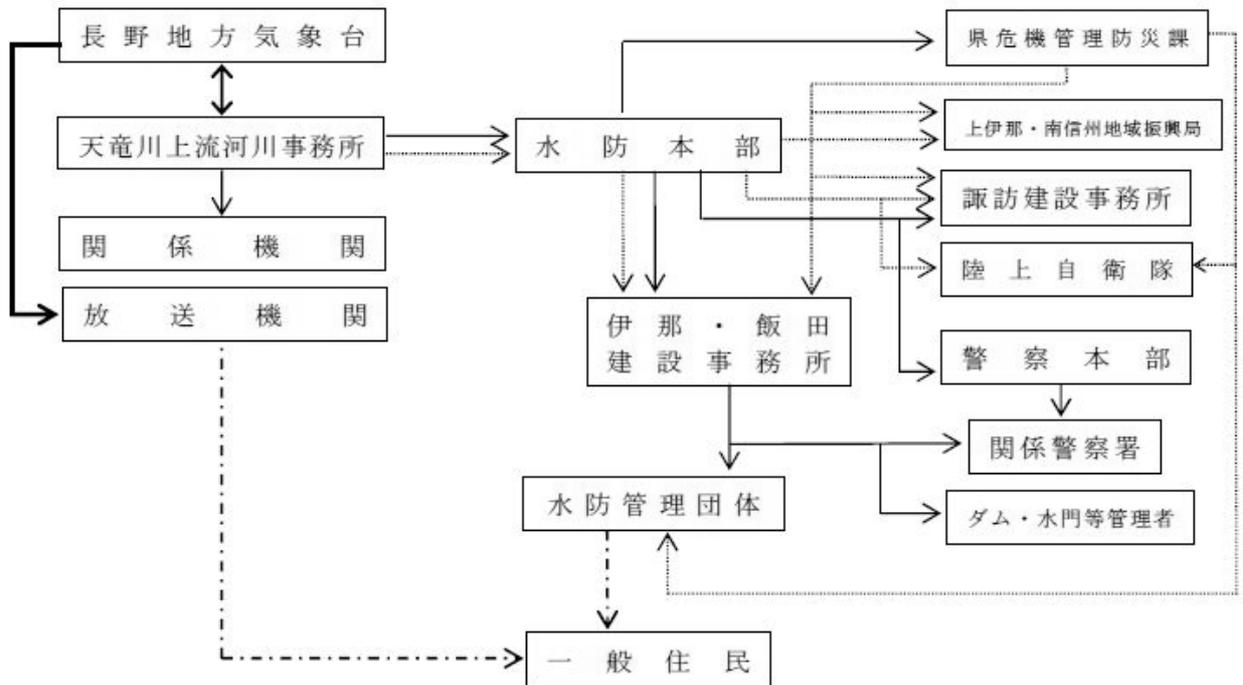
水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次表のとおりである。

(a) 洪水予報の対象となる河川名及びその区域

河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
天竜川 (上流)	上伊那郡辰野町大字平出字平田1697-2 地先 (昭和橋)から 飯田市龍江7122-1 番地先 (姑射橋)まで	伊那富 沢渡 市田 天竜峡	天竜川上流河川事務所 長野地方気象台

(b) 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位

観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)
伊那富	上伊那郡辰野町樋口	702.700	1.0	1.5	2.4	2.6	3.12
沢渡	伊那市東春近渡場	612.659	0.5	0.9	1.4	1.6	4.41
市田	下伊那郡高森町下市田	419.336	0.7	1.4	3.3	3.6	4.81
天竜峡	飯田市龍江太田下	355.015	9.7	11.0	15.6	16.2	20.20



- (注) ————— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ————— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
 - - - - - は、その他による伝達を示す。

d 知事が行う氾濫危険水位等到達情報

水防法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次表のとおりである。

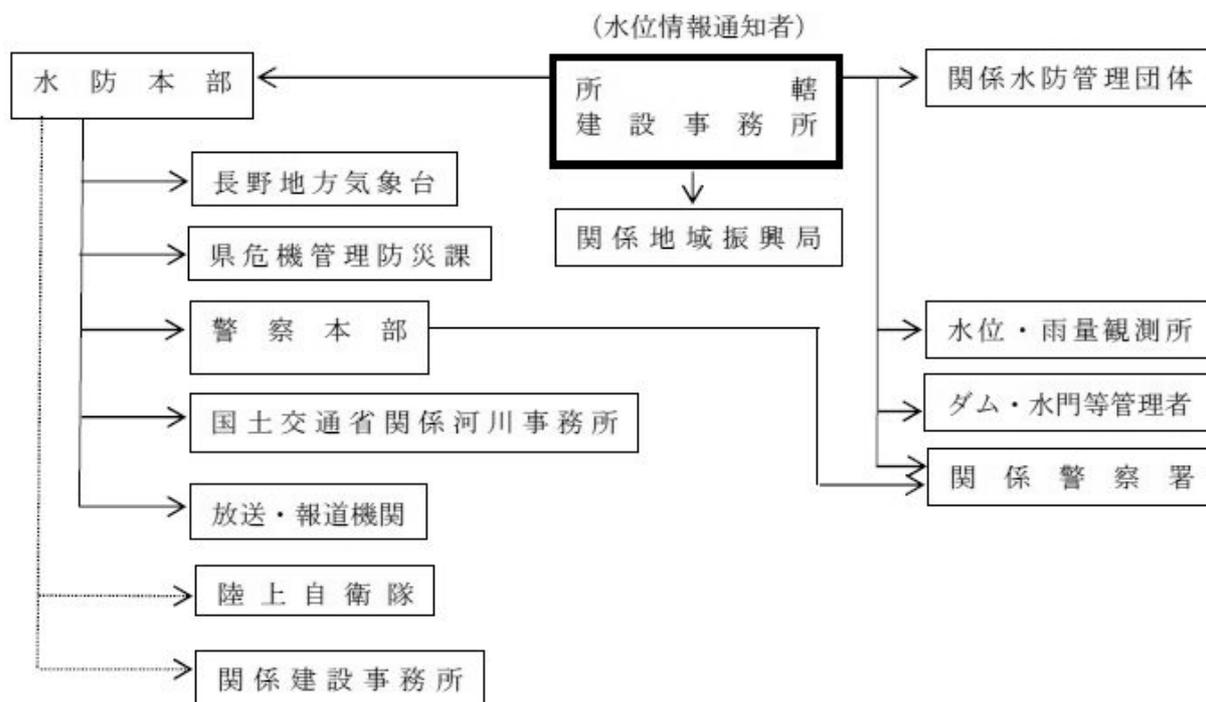
(a) 河川名及び区域

河川名	区域		対象水位観測所				関係 水防管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難 判断 水位(m)	氾濫 危険 水位(m)		
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市 上伊那郡境界	下浜	岡谷市 湊	4.6	5.0	岡谷市	諏訪 建設事務所長
	岡谷市 上伊那郡境界	上伊那郡 辰野町平出 (昭和橋)	伊那富	辰野町 樋口	2.4	2.6	辰野町	伊那 建設事務所長

(b) 水位情報の通知と範囲

水位周知河川の対象水位観測所の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達した時は、その河川を所轄する建設事務所から水防管理団体、水防本部及び管内の関係機関へ通知する。この通知を受けた場合、水防本部は県内の関係機関へ通知する。

(b) 水位情報の伝達系統



(注) は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。

(エ) 消防団の出動

a 動員基準

消防団の動員基準は、おおむね次のとおりとする。

- (a) 水防法の規定に基づき、天竜川河川事務所長が発表する水防警報等の伝達が県知事からあったとき。
 - ・消防団待機水位 消防団員は、自宅又は即時出動できる状況で待機する。
 - ・氾濫注意水位 水防資器材、器具の整備点検その他水防活動の準備、幹部の出動を行う。
 - ・消防団出動水位 消防団員の出動を行う。
- (b) 梅雨前線等の影響による豪雨によって河川の水位が上昇し、村域内に洪水、がけ崩れ等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (c) 台風の接近により、村域内に暴風雨による洪水等の水害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- (d) 長期にわたる降雨によって、がけ崩れ等による水害が発生し、又は発生が予想されるとき。

b 動員方法

消防団長又はその代理者は、水防警報を収受したとき、又は動員基準に適合すると認めるときは、水防管理者に連絡し、その指示により配備を指令する。

動員方法は、電話、電子メール、防災行政無線等による。

- (オ) 消防団等による監視・警戒活動
消防団長等は、動員後、水防区域の監視及び警戒を命じ、異常を発見した場合は上司に報告する。
- (カ) 決壊情報（被害情報）の通報
堤防等が決壊した場合及び危険と判断される状態になったときは、ただちに各関係機関及び隣接水防管理団体に通報する。
- (キ) 水防作業の実施
決壊箇所及び危険な状態になった箇所に対しては、被害の発生防止若しくは被害拡大を最小限にとどめるよう、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、適切な応急措置を講ずる。
- (ク) 水防活動上必要な資機材の調達
村に備蓄された資機材では、安全な水防ができないと予想される場合は、飯田建設事務所及び豊丘村建設業組合等に資機材の供給を依頼する。
- (ケ) 公用負担
- a 公用負担の証票
水防活動のため、緊急に必要があるときには、現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機材及び機械器具の使用若しくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。
 - b 身分証票
前項により緊急に公用負担による土地又は物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持する。
- (コ) 安全配慮
水防活動は、消防団員（水防団員）自身の安全確保に留意して実施する。避難誘導や水防作業の際も、消防団員（水防団員）自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。
- a 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
 - b 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
 - c 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
 - d 指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、消防団員（水防団員）を随時交代させる。
 - e 水防活動は原則として複数人で行う。
 - f 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
 - g 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
 - h 指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

i 指揮者は消防団員（水防団員）等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員（水防団員）等へ周知し、共有しなければならない。

j 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員（水防団員）全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

イ 【ダム、水門等の管理者が実施する対策】

ダム、水門等の管理者は、水防警報の通知を受けたとき、又は気象状況等により雨量、水位、流量等が増大し、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作、規則及び操作規程等に基づき的確な操作を行うものとし、その操作にあってはそれぞれ定められた連絡先に通報した後、行う。

洪水時、ダム等の破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。

ウ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 地域内の情報収集・伝達

自主防災組織等は、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、あらかじめ巡視等に地域内の情報を収集し、災害の発生要因等について、村に報告する。ただし、降雨、水位、時刻の状況等により巡視等の現地での活動が危険と判断される場合には、安全を優先して活動する。

(イ) 避難

a 避難及び避難勧告等の伝達

住民等は、災害の発生時又は発生のおそれのある場合には、気象情報等の情報に留意するとともに、避難準備情報、避難勧告等の発表があった場合には、その内容に基づき行動する。また、自主防災組織等においては、避難所への避難の状況から必要と判断される場合には、屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行う。

b 要配慮者の避難誘導

ひとり暮らし高齢者、障害者等の要配慮者の避難について、村、地域支援者等と連携して、要援護者の避難誘導を行う。

(ウ) 水防活動への協力

住民等は、自発的に水防作業への協力を行うものとし、特に、住宅地等への浸水防御等については、消防団等と連携して水防活動に協力する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

【健康福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時においては、要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、災害対策現地本部、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の実態に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難収容活動

(1) 基本方針

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、CATV・音声告知・メール配信・広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

- (イ) 避難行動要支援者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、避難行動要支援者に関する名簿の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

なお、避難誘導する際には、避難行動要支援者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。

また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(ウ) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発災時において、村からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

【総務課・産業建設課・環境課】

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送の確保を図る。
- 2 緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
 - ① 人命の安全
 - ② 被害の拡大防止
 - ③ 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフラインの復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 被災状況をただちに調査し、主要道路が使用不能な場合、主要道路を優先して応急復旧活動を行うが、農道、林道等も代替道路・迂回路として検討する。
- 2 建設業協会、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 3 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。
- 4 県及び県警察を窓口として、緊急通行車両の確認手続きを受ける。
- 5 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
- (ウ) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国道、県道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行う。(飯田建設事務所)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握し、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。(中日本高速道路)
- (ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進する。
- (エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県及び村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。(中部森林管理局)
- (オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り詳細に連絡する。
- (イ) 計画に基づき車両等の調達先及び予定数をあらかじめ明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、県に対し調達、あっせんを要請する。

(ウ) 災害応急対策に必要な人員及び救援物資、応急復旧用資機材等の物資の輸送を鉄道により輸送する場合は、鉄道会社に協力を要請する。

(エ) 輸送関係機関に対し応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

(自衛隊、北陸信越運輸局、長野県トラック協会、長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)

(ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて、ただちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。(自衛隊等)

(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、ただちに関係機関に対して協力を求める。(北陸信越運輸局)

(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。(北陸信越運輸局)

(エ) 長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。

- a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
- b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。
- c 輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
- d 広域的な災害については、全日本トラック協会、各県トラック協会、全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

(オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

(カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

(キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施する。

(ク) 長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行う。

3 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。
- イ 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

4 緊急通行車両等の確認手続

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合、又は、災害がまさに発生しようとしている場合は、県公安委員会により緊急交通路が指定され、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されることから、次により緊急通行車両等の確認を受ける。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等の確認を受けようとする場合は、飯田警察署又は南信州地域振興局において確認実施場所を確認の上、事前届出済証又は確認申出書の提出し、確認を受けた後に、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

その場合、次の事項に留意する。

- (ア) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
- (イ) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
- (ウ) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
- (エ) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。

イ 緊急通行車両等の確認を受けることができる車両の範囲

(ア) 災害時において、災害対策基本法に規定する防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、同法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次に掲げる事項を行う車両（道路交通法の緊急自動車を除く。）であること。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備(交通、通信、電気、ガス、水道等)の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i a から h までに掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

第11節 障害物の処理活動

【産業建設課】

第1 基本方針

災害発生後は、ただちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物等による交通障害をただちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、建設業協会の協力を得て村災害対策本部が行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物をただちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 障害物（工作物を含む）の除去は、原則としてその所有者又は管理者が行う。

(イ) 村が障害物の除去作業を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

a 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 応援協力体制

a 村内に所在する各機関等から除去作業に係る応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。

b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む）の除去は、その者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図る。
- b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
- c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関で実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後ただちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 障害物（工作物を含む）に係る集積、処分は、原則としてその所有者又は管理者が行う。

(イ) 村が障害物の集積、処分を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 本村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。
- b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(エ) 障害物の集積場所

障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておくが、不足する場合や長期間の集積場所については、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し選定する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

第12節 避難収容活動

【各課】

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。

その際、要配慮者について十分考慮する。

特に、要配慮者利用施設への避難準備・高齢者等避難開始の提供や、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

第2 主な活動

- 1 避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告又は避難指示（緊急）を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 良好な避難生活の確保のために、避難所の整備に努める。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び村は、速やかな応急住宅の確保に努める。
- 7 村、県、関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する場合、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合は、国県等の関係機関から出される気象関係情報のほか、住民や消防団等地域からの情報も広く取り入れ、過去の災害状況や今後の予想などを分析した上で、住民の避難行動に要する時間等を考慮して、適切な時点で行うとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示を（緊急）行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難勧告	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	村長	同上	同上
同上	水防管理者	水防法第29条	洪水
同上	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
同上	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般 同上
同上	自衛官	自衛隊法第94条	同上
指定避難所の開設、受入れ	村長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

○「避難準備・高齢者等避難開始」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する配慮者及びその支援にあたる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難勧告等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	・氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高くて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル3	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

a 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合

- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- (d) 県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (f) 河川が警戒水位（氾濫注意水位）・特別警戒水位（避難判断水位）を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏若しくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備・高齢者等避難開始

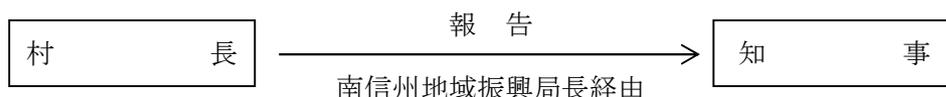
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

- (a) 国又は県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令

	発令基準
避難準備・高齢者等 避難開始	大雨警報（土砂災害）発令時に、長野県と気象台の共同での土砂災害警戒情報が発表されたとき 【発令1】 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域に居住する住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令
	村内の雨量観測点での時間雨量が40mmを超え、引き続き相当の降雨が予測されるとき 【発令2】 観測地点の周辺及び観測地点の河川の流域に居住する住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令
	長野県河川砂防ステーションの3時間先予測で、土砂災害危険度がレベル1（注意）で発表されたとき 【発令3】 土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の居住する住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令
	気象台から大雨警報（浸水害）が発表されたとき 【発令4】 浸水被害のおそれのある地域住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令
避難勧告	避難準備・高齢者等避難開始発令後において、人的被害が発生する可能性が高まったとき 村内の雨量観測点での2時間累積雨量が60mmを超え、引き続き相当量の降雨が予測されるとき
	避難準備・高齢者等避難開始の発令前であっても、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化など）が発見され、土石流の発生が予測されるとき
	気象台から大雨特別警報が発表されたとき
	長野県河川砂防ステーションの3時間先予測で、土砂災害危険度がレベル2（警戒）で発表されたとき 【発令1】 避難準備・高齢者等避難開始を発令した土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域に居住する住民に対して、避難勧告を発令 【発令2】 土砂災害や河川の決壊及び浸水による、人的被害が発生する可能性が高まった地区に対して、避難勧告を発令
避難指示（緊急）	人的被害を伴う土砂災害・河川決壊等が発生したとき、又は、山鳴りや流木の流出の発生が確認されたとき
	長野県河川砂防ステーションの3時間先予測で、土砂災害危険度がレベル3（厳重警戒）で発表されたとき 【発令】 まだ、避難していない人へより強く避難を促す措置として、避難指示（緊急）を発令 ⇒避難所に避難している自治会役員からの未避難者の情報提供により、自治会役員と消防団員により、避難指示を行う。

d 報告（災害対策基本法第60条）



（報告様式は資料編による）

※ 避難の必要がなくなったときは、ただちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

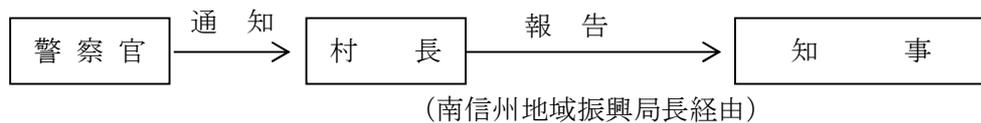
(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。

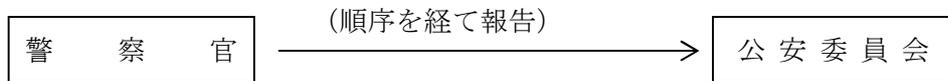
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受入れた避難住民については、村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

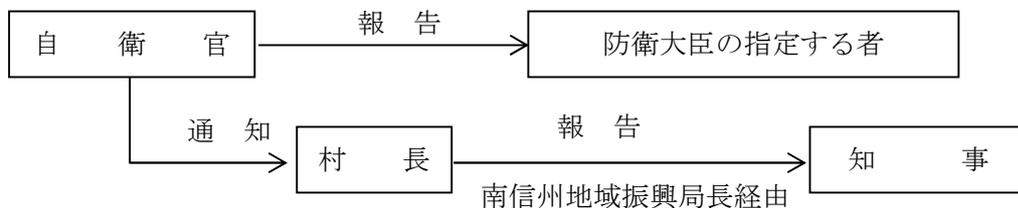


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

上記ウ（ア） a (a) ~ (m) に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した第2章第8節並びに第3章第9節に定める事項からなる避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、災害情報共有システム（L-A-L-E-R-T）、携帯端末の緊急速報メール機能、CATV、音声告知、メール配信、広報車等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (カ) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線、CATV、音声告知、メール配信、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

キ 避難行動要支援者の状況把握

災害発生後ただちに第2章第8節並びに第3章第9節に定める事項からなる避難支援計画に基づき、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、ただちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【上記1（2）アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。
その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。
- g 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。
また、地区住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し、迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- h 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- i 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、南信州地域振興局を經由して県へ応援を要請する。
状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- j 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあつての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(エ) 避難時の指導

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

イ 【住民が実施する対策】

- (ア) 要避難地区で避難を要する場合、住民等は避難誘導員の指示にしたがい、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力してただちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。
- (イ) 任意避難地区で避難を要する場合、住民等は、災害が拡大し、危険が予想される時は、(ア) 同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

健康福祉課長は、避難所の開設が必要と認められるときは、本部長に報告し、その命令により当該地区の区長又は地区連絡所を担当する課等の職員に指示し、開設する。管理運営は区長及び役員又は地区連絡所を担当する課等の職員の協議に基づいて行う。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

- (イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (ウ) 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- (エ) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d ボランティア
 - e 他の市町村
 - f 避難所運営について専門性を有した外部支援者

- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (キ) 避難が長期化など必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮する。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等要配慮者の必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣要請
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

- e 大画面のテレビ、文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画をふまえ適切な対策を行う。
 - a 学校が避難場所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 幼児、児童生徒が在学時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児、生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児、児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (タ) 避難勧告・指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。
避難が長期間に渡る場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、候補地としての村民体育館への集約を行う。ただし、当該施設が被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。
- イ **【関係機関が実施する対策】**
 - (ア) 避難所の運営について必要に応じ村長に協力する。
 - (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
 - (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

(エ) 民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村に提供する。

ウ **【住民が実施する対策】**

避難所の管理運営については村長の指示にしたがい、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 被害が甚大で村域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

エ 避難者を受入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 避難所における炊き出しその他の食品給与

(1) 村災害対策本部は避難所の収容人員の報告に基づき、必要な米穀等を購入し、ただちに各避難場所に配給する。

(2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第14節「食料等の調達供給活動」による。

7 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。

- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - (イ) 応急仮設住宅の建設用地は村民グラウンドを第一候補地とするが、さらに建設する場合は、農地等も含めて避難場所との整合を図りながら、次の事項を考慮して確保する。
 - a 教育施設（学校、保育園等）内は避けること
 - b 飲料水が得やすいこと
 - c 保健衛生上適当であること
 - d 交通の便を考慮すること
 - e 住居地域と隔離していないこと
 - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ、応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 被災周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。
- カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
- キ 応急仮設住宅への入居
 - (ア) 入居基準
 - 仮設住宅への入居者の選定にあたっては、以下の項目を満たす者とする。
 - a 「住居の全焼、全壊又は流出等によって、居住する住居がない被災者」
 - b 「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」
 - 入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要援護者への配慮をする。
 - (イ) 入居者の選定方法
 - 入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位にしたがい、選定する。

優先順位	入居者の選定基準
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（60歳以上）だけの世帯 ・障害者のいる世帯 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ここでいう障害者とは、以下の事項に該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者。 ・精神的障害があり、保健所長が発行する特別障害者の証明書を有する者。（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者） ・特定疾患患者等で障害年金1級受給者。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭（子どもが18歳未満）
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（65歳以上）のいる世帯 ・乳幼児（3歳以下）のいる世帯 ・妊婦のいる世帯 ・18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
第3順位	病弱者（日常生活を営むうえで介助を必要とする方）のいる世帯
第4順位	その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）

(ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

a 村の関係課

◎産業建設課長、○総務課長、健康福祉課長、環境課長

b 各区の長

c 民生児童委員

8 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (イ) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (エ) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第13節 孤立地域対策活動

【各課】

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、情報通信の孤立と、交通手段の孤立に大別できる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎外して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救助活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。したがって、災害応急対策における優先順位は次のとおりとする。

- 1 被害実態の早期確認と、救助救急活動の迅速実施
- 2 救急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域及びその有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、ハザードトークを配置するとともに、職員等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

- ア 孤立予想地域に対し、衛星携帯電話、N T T回線及び防災行政無線を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に報告する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を図る。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

衛星携帯電話、NTT回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

職員の派遣、防災行政無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ 【東日本電信電話株式会社が実施する対策】

(ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

(イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

ウ 【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【住民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び市町村との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料等の調達供給活動

【健康福祉課】

第1 基本方針

被災者、避難住民等に必要な食料品等については、迅速かつ確実な調達と、円滑な供給を行う。

村は、被災地の状況をいち早く把握するため、各避難所や自主防災組織と連携を取り合って活動する必要がある。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

村は、備蓄してある食料、関係機関との協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。

第3 活動の内容

食料品等の調達

(1) 基本方針

発災後、被災地の状況をいち早く把握し、食料等が必要となった場合、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、村の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、当該区長を通じて取りまとめを行い、災害対策本部へ報告する。

(イ) 前記の報告に基づき、本部長は被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料等の調達及び炊き出し等給食活動を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助ができないときは、知事の補助機関として村長が行う。

(ウ) 村の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、村内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない場合等においては近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

(エ) 村災害対策本部は日本赤十字社と連携を取り、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の協力を得る。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 農林水産省

知事又は村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

(イ) 米穀卸売業者

災害救助法又は国民保護法が発動された場合の応急用米穀の取扱いに関する協定に基づき供給を行う。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対し、その他の市場から優先的な供給を行う。

ウ 【日本赤十字社が実施する対策】

赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団）は村災害対策本部と連携を取り、中心となって炊き出し等を他のボランティアの協力も得ながら、被災者援護に協力する。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するため、各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず、備蓄食料の供給から行う。

(イ) 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

(ウ) 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得られるようにする。

イ 【日本赤十字社が実施する対策】

赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団）は村災害対策本部と連携を取り、中心となって炊き出し等を他のボランティアの協力も得ながら、被災者援護に協力する。

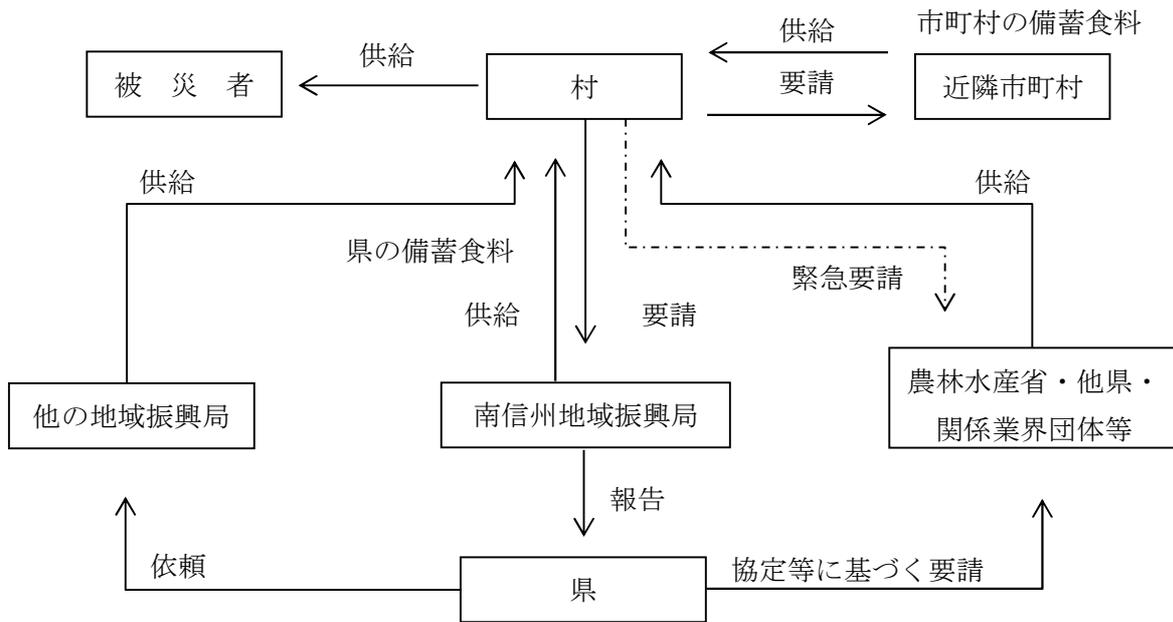
ウ 【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に 従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 300g

食料の調達供給に関する図表



----- は、長野農政事務所長等に対する緊急要請

第15節 飲料水の調達供給活動

【環境課】

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へ浄水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本村での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等にろ水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 【水道事業者（村）が実施する対策】

- (ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (イ) プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行う。
- (ウ) 本村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

イ 【住民が実施する対策】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

【水道事業者（村）が実施する対策】

- ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水かん、パック詰め飲料水等により、1人1日3ℓ以上の飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最少限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、本村の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業にあたり、指定店等との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

【健康福祉課】

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被災状況等により不足する場合は、県及び相互応援協定等により他市町村に対し供給の協力を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県及び相互応援協定等により他市町村へ協力要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県及び相互応援協定等により他市町村へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

村は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・配分する。

特に、要配慮者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮する。

(イ) 県等から送付された物資及び各商店から調達した物資は、品物別に保管し、保管期間中は監守者を定め保管に万全を期す。

- (ウ) 生活必需品の品目別台帳を作成し、物資の保管数量等を常に把握しておく。
- (エ) 保管場所は、第2章第9節の物資輸送拠点とするが、災害の状況により、安全性・利便性を考慮して、別の公共施設を選定する。

イ **【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】**

日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生・感染症予防活動

【健康福祉課】

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、伝染病発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、検病調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

(ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。

(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。

- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
 - (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 【住民が実施する対策】
- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
 - (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査、検病調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、救護所等を中心とする感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図る。
- (ウ) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、飯田保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫などの駆除等の予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- (キ) 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、飯田保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

- (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、飯田保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- (ケ) 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、飯田保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

イ 【住民が実施する対策】

村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 行方不明者・遺体の捜索及び処置等の活動

【消防団・健康福祉課・環境課】

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者・遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 基本方針

- (1) 行方不明者・遺体の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、飯田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は県警察本部、消防機関等の協力のもとに行方不明者・遺体の捜索を行う。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (オ) 外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きを取る。
- (キ) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

第19節 廃棄物の処理活動

【環境課】

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 実施計画（別冊「豊丘村災害廃棄物処理計画」参照）

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置場を設け、住民へ周知する。仮置場はをあらかじめ定めておくものとし、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (カ) 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し、必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに南信州地域振興局へ報告する。

イ 【住民が実施する対策】

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。

搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【総務課・産業建設課・環境課】

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村は、県警察本部等と協力して、災害に便乗した窃盗事犯、悪質商法事犯、産業廃棄物の不法処分手犯等について、村内への広報啓発活動を行う。

イ 村は、自治会の協力のもと、防犯パトロールを行うなど避難地域等における防犯体制の確立に努める。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

(ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

(エ) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(オ) 村内及び下伊那地域内の流通業者との連携を図る。

イ 【企業等が実施する対策】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

ウ 【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

【総務課・環境課・飯田広域消防本部】

第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ 【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取り扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

2 液化石油ガス応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、長野県エルピーガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】(商工労働部)

(ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、長野県エルピーガス協会に要請する。

- (イ) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、長野県エルピーガス協会に要請する。
- (ウ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、長野県エルピーガス協会に要請する。
- (エ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、長野県エルピーガス協会に要請する。
- (オ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、長野県エルピーガス協会に要請する。
- (カ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、長野県エルピーガス協会に要請する。
- (キ) 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、長野県エルピーガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

イ 【村が実施する対策】

- (ア) 災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を經由し、長野県エルピーガス協会に依頼する。
- (イ) 被災家庭、避難場所等に対する迅速な設備の復旧及び臨時供給について、関係機関に依頼する。

ウ 【飯田広域消防本部が実施する対策】

- (ア) 延焼等のおそれのある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関に指導する。
- (イ) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び住民の立入制限を実施する。
- (ウ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、ただちに的確な情報を保健所・飯田警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

(ア) 健康福祉部

- a 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
- b 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。
- c 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。
- d 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。

(イ) 警察本部

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ 【村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。

(ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

(ア) 災害後ただちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、飯田警察署又は消防機関へ連絡する。

(イ) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

第2節 電気施設応急活動

【電力会社】

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 電気工事業業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、県職員との連携により早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド（株）が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を召集するとともに、ただちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド（株）が実施する対策】

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから準じ実施する。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携してただちに調達する。

ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。

エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、村の防災行政無線、音声告知放送等により、住民に対する広報活動を行う。

イ 【中部電力パワーグリッド（株）が実施する対策】

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

a 停電による社会不安除去に関する事項

- (a) 停電の区域
- (b) 復旧の見通し

b 感電等の事故防止に関する事項

- (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
- (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

c 送電再開時の火災予防に関する事項

- (a) 電熱器具等の開放確認
- (b) ガスの漏洩確認

(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の音声告知放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

(ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第23節 上水道施設応急活動

【環境課】

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者（村）は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

基本方針

復旧作業については、工事指定店への外部委託により行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

実施計画

ア 【水道事業者（村）が実施する対策】

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (イ) 復旧体制の確立を行う。
- (ウ) 被災の状況により支援要請を行う。
- (エ) 住民への広報活動を行う。
- (オ) 指定工事店等との調整を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じる。

第24節 下水道施設応急活動

【環境課】

第1 基本方針

風水害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

村が管理する下水道施設について、その被害状況を早期に適切に把握する必要がある。このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害発生後速やかに、職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制を整える。

イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインのひとつであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置を取らせる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ 【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

ウ 【住民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第25節 通信・放送施設応急活動

【総務課】

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 日本電信電話株式会社、各放送機関、警察機関は、早期に施設の復旧を行い、通信、放送等の回復に努める。

第3 計画の内容

1 村防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

(2) 基本計画

【村が実施する対策】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

通信確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが実施する計画】

ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
- (イ) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

第26節 災害広報活動

【総務課】

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

- 1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、放送局及び関係機関等と緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等被災者が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等に適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、災害情報共有システム（L-A-L-E-R-T）、CATV、音声告知、メール配信、村ホームページ、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所、経路、避難方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g 関係機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要な情報

イ 【放送会社が実施する対策】（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野）

（ア） 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、村からの放送要請は県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県及び村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社（長野県支部）

（イ） 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際して積極的に情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

ウ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

エ 【関係機関が実施する対策】

（ア） 広報活動

県、村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、各々の業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、広報活動を行う。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（1） 基本方針

村は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

（2） 実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など本村の実情に即した相談窓口を設置する。

第27節 土砂災害等応急活動

【総務課・産業建設課】

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し、応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、被害の想定される区域・時期の情報を収集し、適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合、これに迅速に従う。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示（緊急）等が出された場合はこれに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示（緊急）等が出された場合はこれに迅速に従う。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従う。

第28節 建築物災害応急活動

【各課】

第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は、貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

(イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

(ア) 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【村（教育委員会）が実施する対策】

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告する。
- (エ) 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

第29節 道路及び橋梁応急活動

【産業建設課】

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき、応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに、交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき、応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

ア 風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

イ 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会支部と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

ウ 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき、応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被災が甚大で、本村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、村は、相互応援の協定に基づき、各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第30節 河川施設応急活動

【総務課・産業建設課】

第1 基本方針

風水害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な復旧が発生した場合には、臨時点検を行い、施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

第3 1 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【各課】

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

ウ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け、二次災害発生のおそれがある場合は、ただちに保健所、飯田警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに、必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【県が実施する対策】

- a 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- b 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(イ) 【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

- a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該村の区域における危険物施設の管理者等に対し、一時停止等を命じる。
- b 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。
- c 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次項に掲げる項目について指導する。

(ウ) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- a 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。
- b 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。
- c 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。
- d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 液化石油ガス関係

(ア) 【県が実施する対策】(商工労働部)

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、長野県エルピーガス協会に要請する。

(イ) 【長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施する。

(ウ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

ウ 毒物劇物関係

(ア) 【県が実施する対策】

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)

(a) 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。

(b) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

(c) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

b 緊急時における指示及び応援要請(健康福祉部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

c 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

(イ) 【村が実施する対策】

a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

(ウ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物業者及び業務上取扱者)

- a 毒物劇物業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
- b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
- c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - (a) 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - (b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第3 2 節 ため池災害応急活動

【産業建設課】

第1 基本方針

洪水に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村に通報する。
- (イ) 災害の発生により、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。
- (ウ) 村が実施する応急対策について協力する。

第33節 農林産物災害応急活動

【産業建設課】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

ア 被害を受けた作物の技術指導は、農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

イ 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村は、農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州地域振興局に報告する。

(イ) 農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

(イ) 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 住民は、村が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

(イ) 作物別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(c) 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

- b 果樹
 - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
 - (b) 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
 - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
 - (d) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
 - (e) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - c 野菜及び花き
 - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
 - (b) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
 - (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
 - d 畜産
 - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
 - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。
 - e 水産
 - (a) 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。(中部森林管理局)

(イ) 村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

ウ 【住民が実施する対策】

村が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第34節 文教活動

【教育委員会】

第1 基本方針

小学校、中学校は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会にその旨を連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

- a 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。
- b 村長等から避難勧告又は避難指示（緊急）があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- c 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに、保護者、村及び関係機関に連絡する。

- ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護
 - a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引渡す等の措置をとる。
 - c 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

- ア 村（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。
 - a 学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。
 - b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。
 - c 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに、教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

- (a) 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については、早期に保護者に連絡する。

- (b) 被災した児童生徒を学校に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。
- (c) 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、村と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

- (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (b) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

- (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

【村（教育委員会）が実施する対策】

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は、飯田教育事務所を經由して県教育委員会にあつせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第35節 飼養動物の保護対策

【産業建設課・環境課】

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

(1) 【村が実施する対策】

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

(2) 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールにしたがい、適正な飼養を行う。

第36節 ボランティアの受入れ体制

【健康福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行い、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害対策本部にボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- (ウ) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。
- (エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

イ **【村社会福祉協議会は、日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する対策】**

救援本部等を設置し、県及び村の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア **【村が実施する対策】**

豊丘村社会福祉協議会にボランティア窓口及びボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペースを確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ **【社会福祉協議会が実施する対策】**

(ア) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調整等の支援を行う。

(イ) 村社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供を行う。

ウ **【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】**

日本赤十字社長野県支部は、県及び村災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第37節 義援物資・義援金の受入れ体制

【総務課・健康福祉課・社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 2 大規模な災害が発生した場合、村、日本赤十字社、社会福祉協議会等関係機関による義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。
また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援金品の募集、受入れ

(1) 基本方針

義援金品の募集にあたり、特に義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。
- (イ) 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (ウ) 住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ 【住民、企業等が実施する計画】

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮する。
- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

寄託された義援金は、配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において十分協議の上、迅速かつ公正に配分する。また、義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

寄託された義援金は配分委員会が、義援物資は村が引継ぎを受ける。配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

村は、ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

(1) 基本方針

寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 実施計画

寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

第38節 災害救助法の適用

【総務課】

第1 基本方針

被災が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全を図ることが必要となる。

災害救助法による救助は、県が実施するが、村は知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判断する。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 4 法適用となった場合、村の役割分担について迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村は、災害による被害状況を迅速に収集し、ただちに南信州地域振興局長に報告するとともに、基準に照らして、災害救助法の適用について検討する。

イ 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況をただちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 災害救助法適用の判定

(1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2) 実施計画

【県及び村が実施する対策】

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当するか又は該当すると思われる場合は、次項3の手続きを行う。

- ア 本村における住家の滅失世帯数(全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。)が40世帯に達したとき。
- イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本村の滅失世帯数が、20世帯に達したとき。
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- エ 本村における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
 - (ウ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯がアに規定する滅失世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。
 - (エ) 当該災害前に、(ア)～(エ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
 - (オ) その被害状況がア及びイに準ずる場合で救助の必要があるとき。

3 適用の手続き

(1) 基本方針

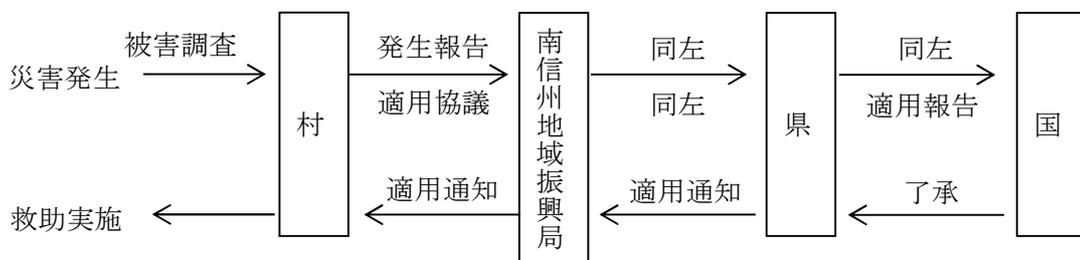
災害救助法の適用が必要と判断された場合は、ただちに必要な手続きを行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害に際し、前記2「救助法適用の判定」の基準のいずれかに該当し、又は該当すると思われるときは、ただちにその旨を知事に報告する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

法の適用事務



4 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 救助の役割分担

知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行い、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

イ 救助の実施基準

救助の実施は、県が発行する「災害救助の手引き」により行う。

ア 【村が実施する対策】

(ア) 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合には、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(イ) 救助の実施は、県が別に定める「災害救助の手引き」により行う。

イ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事が行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

第39節 観光地の災害応急対策

【産業建設課】

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、県、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な活動

- 1 観光地で災害が発生した際には村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【村が実施する対策】

ア 観光地での災害発生時には、村消防計画における救助・救急計画に基づき、飯田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【村が実施する対策】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

(2) 【関係機関が実施する対策】

多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各課】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧、復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じ他の地方自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県と連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関連機関は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力をを行う。

ウ 【住民が実施する対策】

住民は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力をを行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各課】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切にがれきの処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村及び公共機関が実施する対策】

- ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。
- キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

コ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 がれき処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められる。

がれきの計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア がれきの処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、がれきの円滑で適切な処理を行う。また、がれきの処理にあたっては、下記事項について留意する。

- a 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- b 復旧、復興計画を考慮にいれ、計画的に行うよう努める。
- c 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村へ応援を求める。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

【各課】

第1 基本方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な生活環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強いむらづくりを目指し、産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障害者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行う等、再構築に十分に配慮する。あわせて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災むらづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な生活環境を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを住民の理解を求めながら実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用し、住民の早期な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。また、地震で被災した後の復興むらづくりのため平常時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興むらづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組みを進めるよう努める。

(イ) 防災むらづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点の整備
- b 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- c 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 防災むらづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

- a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあつては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- e 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。
- f 女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解に努める。

3 特定大規模災害からの復興

【村が実施する対策】

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害が要因で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

【各課】

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

（1） 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

（2） 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

（3） 一時借入金

災害応急融資

2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

関東財務局長野財務事務所や県と調整の上、必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを受ける。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【各課】

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付け等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対するり災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要なり災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、村内において200戸以上若しくは1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 村営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、ただちに南信州地域振興局長へ報告する。

(ウ) 被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。

(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

(オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

イ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付けを行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、長野労働局や県と連携して、職業あっせん、労働相談等の情報の提供に努める。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

福祉事務所と連携して、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を促す。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けたものに災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付けるとともに、災害見舞金を支給する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

豊丘村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付け

豊丘村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

ウ 災害見舞金の支給

災害見舞金等支給規程による制度を整備し、一定の被害を受けた世帯主に対して災害見舞金を支給する。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実績、貸金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行うとともに、被災者等への広報・周知を図る。

(2) 実施計画

ア 【関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（長野支店）が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（長野支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置を講じるよう指導する。

- (ア) 貸金の融資について、金融相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- (イ) 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻の利便を図ること。
- (ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。
- (エ) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- (オ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

イ 【村が実施する対策】

村は、災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地等住民に対して、広報・周知を図る。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

地方税法又は豊丘村村税条例等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手續の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

1 0 り災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

1 1 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

1 2 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

(ウ) 被災者生活再建支援に関わるそれぞれの業務について、住民に対し、掲示板、村防災行政無線、音声告知放送、広報誌等を活用し広報を行う。

(エ) 広報にあたっては、報道機関の協力も得る。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

1 3 信州被災者生活再建支援制度

被害の状況が信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに県と適用手続について協議する。

第6節 被災中小企業等の復興

【産業建設課】

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林業者に対する支援

(1) 基本方針

被災農林業者等の経営安定又は早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め、融資制度等について次により支援する。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

村は、県、関係機関等と連携を図り、災害被災者等が各種制度資金等を活用できるよう、被災農林業者に対して、広報・周知を図る。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

イ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

ウ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

エ 県及び商工会と連携し、被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第7節 被災した観光地の復興

【産業建設課】

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 観光地の早期復興を図るため、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

- 1 被災した観光地に対する支援

【村が実施する対策】

- (1) 県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。